

令和 6 年第 4 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 6 年 9 月 5 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 6 年 9 月 6 日（木）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	長 根 一 彦
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	上 野 義 孝
町 民 課	長	富 吉 卓 弥
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子
健 康 づ く り 課	長	木 明 修

建設水道課長	五十嵐	洋介
会計管理者	高山	幸人
学校教育課長	飯田	満
兼学校給食共同調理場所長		
学校教育課指導室長	向中野	純子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長	玉山	順一
兼図書館長兼歴史民俗資料館長		
代表監査委員	駒井	広
総務課主幹	四戸	俊彰
総務課総括主査	木村	卓磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中	利実
議会事務局主幹	濱中	太一

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

- 1、木 戸 忠 勝 議員
- 2、村 中 玲 子 議員
- 3、高 沢 陽 子 議員
- 4、赤 垣 義 憲 議員
- 5、大 湊 敏 行 議員
- 6、中 谷 謙 一 議員

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君）　これから本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎一般質問

○議長（岡山義廣君）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問の通告者は６名です。登壇の順序は、別紙のとおり決定しています。

それでは、一般質問を行います。

３番、木戸忠勝君の登壇を許します。

３番、木戸忠勝君。

○３番（木戸忠勝君）　おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきました議席番号３番、木戸忠勝です。70年ぶりの新庁舎が開庁し、新庁舎の初会議での一般質問、１番目に登壇することを大変光栄に思います。初心を忘れず、町民の負託に応えられるよう、引き続き精進します。

それでは、一般質問に入ります。一般質問は２点あります。１点目として町外在住の職員について、２点目として老人憩いの湯について。

１点目の町外在住職員についての１として、災害時、初期対応から町民の安全確保を行う際、町外在住の職員は対応が難しいと思うが、円滑に災害対応は行えるのか。

２として、様々な事情があって町外に住んでいると推察するが、職員に対してヒアリングを行い、働きやすい環境づくりに努めているのか。

以上、１から２について町長のお考えを伺います。

２点目の老人憩いの湯について。１として、老人憩いの湯廃止に伴い、利用者に対する説明責任を果たせたのか。

２として、現在利用している高齢者のために、健康増進センター内に老人憩いの湯を増設するなど、別の方法で老人憩いの湯を存続させることを検討されたのか。

以上、１から２について町長のお考えを伺います。

○議長（岡山義廣君）　町長、答弁。

○町長（野村秀雄君）　皆様、おはようございます。それでは、木戸議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町外在住の職員に係る災害の初期からの円滑な対応についてのご質問であります。夜間、休日等の勤務時間外に発災した場合の対応をお尋ねされていると想定してお答えさせていただきます。

きます。災害には様々な種類がありますが、あらかじめ準備が可能なものと準備がしにくいものの2つに分けてお答えをいたします。

まず、大雨、台風などについては、気象予報を分析することにより、事前に警戒態勢を取ることが可能であります。浸水などのリスクが高い場合は、あらかじめ職員に勤務時間終了後の在庁を指示したりするほか、そこまでのリスクがない場合でも、職員に自宅または町内待機や、公用車を運転する職員については飲酒の自粛などを呼びかけて、発災するおそれが出てきたときに直ちに対応できるよう努めております。職員の中に町外在住の職員が含まれていたとしても、あらかじめ連絡することにより、特に問題はないと考えております。

次に、地震、原子力関係の事案及びミサイル飛来などの対応になりますが、台風などと違い、突然発生するものであり、発生した場合はその基準となる初動対応マニュアル等の規定、例えば地震の震度5強であれば、職員のうち誰が登庁して、どういう組織体制で対応するかなどの取決めに沿って、それぞれの職員が動き出し、災害に対応いたします。

今年の4月2日の朝4時24分頃に、当町で震度5弱を観測する地震がありました。その際、担当職員は居住地にかかわらず地震発生直後から順次登庁し、30分程度で50人以上の職員が対応できる体制を整えることができました。

さらに、起こってほしくはないケースですが、万一、野辺地町で強い震度の地震を観測し、町内に在住する職員やその家族が負傷する、あるいは自宅などの倒壊した建物から退出できなくなるなど、甚大な被害が発生している最悪なケースについてであります。災害に対応できる職員の数が制限され、厳しい状況になることが想定されます。このような場合には、野辺地町以外に在住していて、大きな被害を免れた職員がいれば、災害対策を行う大きな力になってくれると考えております。

実際に大きな災害に対応するときには、町職員だけではなく、町外から自衛隊や青森県、ほかの自治体の援助もいただきながら、町民の皆様の避難、救助や復興への支援をしていくことになると思います。

いずれにいたしましても、災害対策に当たる職員の中に町外在住の職員がいることで、災害における円滑な対応に支障を生じることはないと考えております。

次に、町外に住んでいる職員に対してヒアリングを行い、働きやすい環境づくりに努めているかとのこと質問にお答えをいたします。町ではこれまで、町外に居住していることに関して、職員にヒアリングを実施したことはありませんが、通勤に要する費用支弁として、通勤のため、ふだん交通機関等を利用している、または自家用車等を利用しているといった場合で、通勤の距離が2キロメートルを超える職員には、規定に基づき通勤手当を支給しております。

また、近年は、多様なワークスタイル、ライフスタイルの選択を可能とするための取組として、

職員の申告に基づき、所定の勤務時間内で始業時間及び終業時間を割り振るフレックスタイム制や、職場以外の自宅などで業務を行うテレワークといった柔軟な働き方を取り入れる自治体もあります。

一方で、こうした取組を進める上での課題として、職員同士の連携、つながりの希薄化や、導入、運用に当たってのコストの増加などが懸念されております。当町のような職員数の少ない自治体では、担当者の不在が続いたときなど、窓口対応を含めた住民サービスの低下も危惧されます。このように、様々な課題がありますので、既に導入している同規模の自治体の状況等を情報収集しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の老人憩いの湯についてお答えいたします。老人憩いの湯については、木戸議員のほかに大湊議員と中谷議員からも通告がありましたので、できるだけ丁寧にご説明したいと思っております。

まず、老人福祉センターの老人憩いの湯は、昭和57年、自宅にお風呂がない、または壊れて使用できない高齢者を対象に開設したものでありますが、現在、月4回入浴サービスを提供し、令和5年度は約50人が利用しております。

また、もう一つの高齢者の入浴を支援する事業に、平成21年度から開始した高齢者入浴サービス助成事業があります。これは、低所得の高齢者に対し、町内の公衆浴場で使用できる入浴助成券を発行しているもので、今年度は450円の入浴料のうち、250円を町が助成し、月2枚、年間では24枚まで利用できるもので、現在60名程度に発行しており、令和5年度は年間12枚を発行し、延べ約480回の利用がありました。

議員の利用者に対する説明責任を果たせたかというご質問ですが、町では一昨年度から新庁舎の完成に伴う公共施設の集約と、老人福祉センターの老朽化に伴う社会福祉協議会の移転、さらには無人となる健康増進センターの管理について総合的に検討してきたほか、憩いの湯の休館に合わせ、町全体としての高齢者入浴サービス事業の在り方についても検討してまいりました。検討内容が多岐にわたり、複雑に関連することから、余裕を持った形でお知らせすることができず、議員の皆様方、そして利用者をはじめ町民の皆様にはご心配をおかけいたしました。様々な検討を行い、ようやく方向性が示せる段階となったことから、去る7月11日、まずは町民の代表である議会の全員協議会においてご説明申し上げたところであります。

その後、全員協議会でのご意見はもとより、イベントや行事、会合などが通常どおり開催されるようになり、おかげさまで多くの町民の方々に直接会い、お話を伺う機会もできてまいりましたので、その中でのご意見も踏まえ、昨日の私の提案理由でもご説明したとおり、来年3月まで通常どおり老人福祉センターで憩いの湯事業を実施いたします。その間も含め、今後利用者の皆様にアンケートを実施し、お声をいただくとともに、来年度の体制について丁寧にご説明してまいりたいと

考えております。

また、ご質問の健康増進センターへの設置など、別の方法で老人憩いの湯を存続することについては、実施する予定はありませんが、令和7年度に憩いの湯利用者を含めた低所得の高齢者に対し、タカラの湯割引助成券により、町が入浴料450円の全額を助成し、月4回まで、自己負担なしの無料で入浴できるようにしたいと考えております。

これにより、憩いの湯の利用者だけでなく、現在1回200円の負担でタカラの湯割引券を利用している高齢者や、割引制度を利用していない低所得の高齢者についても、月4回、無料で入浴サービスを受けられるようにしたいと考えております。

あわせて、町内唯一の公衆浴場であるタカラの湯について、その利用促進を図るとともに、広い浴場が高齢者だけでなく世代を超えた交流の場になればと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 木戸忠勝君の再質問を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

1点目の町外在住の職員についてですが、町長、先ほど答弁で、災害時に職員の中に町外在住の職員が含まれていたとしても、連絡することにより特に問題はないと考えているようですが、全職員の中で、町外在住の職員は何名おりますか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

現在、会計年度任用職員を除いた当町職員のうち、町外に居住している割合は約1割、13人になっております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 災害時、町内に8か所の屋内避難所が開設されるようになっておるようですが、1避難所に町職員が6人体制で対応するマニュアルがあるそうですが、屋外避難所も町内8か所ありますが、屋外避難所に車で避難してくると、またさらに職員の対応が必要になると思います。また、屋内避難所以外、地区の集会所ですね、そこに避難所を設けた場合には、屋内避難所が8か所から9か所、9避難所になると。そうすると、また6人の職員が必要になると思います。今の町内在住の職員では、対応は可能かと思いますが、このままでは円滑な災害対応が十分にならないと思いますが、町長はどのように考えておりますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

まず、町で災害などに対応して避難所を開設した場合に、基本的に8か所、屋内に関して8か所

ですけれども、そちら設ける予定になっていて、最初に登庁する職員としては3人ずつの配置から始めて、そこに不足しているところに足していくような形で、先ほど言った6人ぐらいで運営することになるかと思います。ただし、これまで災害の程度によって避難所はつくっていますけれども、まず中央公民館に1か所設ける程度などの場合が多くて、その場合には特に……

〔傍聴席から聞こえないとの声あり〕

○防災管財課長（西館峰夫君） まず、野辺地町の場合、災害の程度によって避難所を設けていきますけれども、大体今までの場合であれば、中央公民館1か所を開設することになります。その場合に、中央公民館を開設したことによって、町外の職員がいるからといって何か支障があるわけではございません。ただ、災害の程度が大きくなって、例えば有戸地区と馬門地区とかを増やして3か所にしていく、あるいは8か所とも開設しなければならないと、今議員がお話ししましたように、任意の避難所を開設したら、またその支援も必要だといったことになれば、大体そのような大きいときには町外の職員も、野辺地町だけではない職員も配置して運営することになると思います。なので、それはマニュアルに沿って対応すれば問題はないというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。

②に対して、働き方改革は他の自治体の情報収集をしながら検討していくとのことですが、町内の若手職員が結婚して町外に引っ越すのはいろんな事情があると思いますが、町長が今後、若手職員にヒアリングを行うことで何かしらの問題点が解決できると、町内で暮らせる若手職員もいると思います。できるだけ町内で家庭を持ってもらわないと人口は減少するし、税収は減少しますので、職員にヒアリングを行うべきだと思いますが、町長はどのように考えていますか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

町の職員として、全職員が町内に居住することは望ましいことだと思いますが、現状の町外居住者は配偶者の勤務地が町外にある、また実家に居住している、あるいは親の介護などといった、それぞれの事情があります。憲法におきまして、居住、移転の自由が保障されていることを鑑みますと、一律的に職員を町内に居住させることは難しいものかなと考えております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。難しいのは分かるのだけれども、やっぱりお願いして、できるだけ町内に住んでもらえるような努力をしたほうがいいかと思います。

以上で1点目の再質問は終わります。

それで、今度2点目の老人憩いの湯についての再質問ですが、7月11日、全員協議会では、老人福祉センターを10月から休館すると、それに伴い、センター内の老人憩いの湯も利用できなくなる

と説明がありましたが、例えば町長の答弁では、来年の3月まで通常どおり老人憩いの湯は利用できると説明ありましたが、私は町長が思った以上に利用者、老人クラブ連合会、町民からの苦情が多く寄せられたからだと思いますが、町長はどのように考えておりますか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えします。

利用されている方に対しては唐突な閉館ということになって、大変ご迷惑をおかけしたなと思っておりますので、そういうことのないように春まで延ばそうということを指示して、やっていたくことになりました。ただ、あそこの老人の施設は老朽化が進んでおりますので、このためだけに開館する予定になっておりまして、ほかの事業は全てほかに移すということで、週1回の老人憩いの湯を老人福祉センターでは開設する、これまでどおり3月まではやらせていただくということになっております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 町長、利用者、高齢者に対して、思いやりが足りないと思います。高齢者や割引制度を利用していない低所得者の高齢者にも、月4回の無料入浴券が受けられるように考えていると説明がありましたが、私はそういう問題ではないと思います。この利用している60人は、多いか少ないかは別にして、利用者は野辺地町のために頑張ってくれた方々だと思っております。この利用者の楽しみをなくして、町長は何とも思っていないのかなと思うのだけれども。そして、この利用者は、風呂に入るのも楽しみだけれども、利用者とのコミュニケーションが楽しみ、仲間と会って会話することで、ぼけ防止、認知症予防にもなると。

7月11日の全員協議会で説明したのだけれども、利用している方がそういうことを言っていました。町長が2期目の選挙の公約に、子供や若者から高齢者の方々に寄り添い、町に元気とにぎわいを取り戻し、将来にわたって安心して楽しく暮らせるまちづくりを目指しますとありましたが、町長、分かっていますよね。

それで、老人憩いの湯、健康増進センターなど別の方法で存続に対しての答弁は、町長答弁は予定ありませんという答弁でしたけれども、非常に利用者の方にすれば残念な言葉です。

町長、今日利用者とか老人クラブ連合会の皆さんが、野村町長なら何とかしてくれるとの思いで多くの方が今日傍聴に来ていると思います。町長、健康増進センターに控室があるのです。倉庫エリアに出来合いのユニットバスを使うことで、工事費を極力抑える施工方法もあると思います。

電源の交付金、昨年、令和5年度は2億3,000万円ほど交付されていると思いますが、今まで庁舎建設工事、これから統合小学校の工事に使われると思いますが、その一部、年間2,000万円ほどを4年間振り分けることで老人憩いの湯を存続できると思いますが、町長、どうですか、検討してくれますか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） この憩いの湯の休館に伴う案を作成、我々してきたわけですが、その作成過程を少しご説明したいと思います。

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ちょっと待って。3番、今答弁が終わるまで挙手は遠慮してください。

どうぞ答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 憩いの湯の休館後の取扱いを考えると、どうしても現在の利用者の利便性にだけ目が行ってしまいがちではありますが、もう一つの入浴サービス事業でありますタカラの湯割引事業、こちらのほうを利用している方もいらっしゃいます。我々それらの利用者も併せた高齢者全体、高齢者入浴サービス事業の全体を見て対策を講ずる必要があるというのがまず大前提にございました。その上で、受益者負担の原則という考え方がございます。これは、サービスを利用する一部の人と利用しない人との負担の公平性を考えると、サービスを利用する人が応分の負担をすることによって、初めて利用しない人との公平性が担保されるという考え方ではありますが、その辺も少し加味する必要があるかなと。

それと、これが大事なのですが、持続可能な長続きする対策を講じていかなければいけない。いい対策をしてもすぐ終わってしまうというのでは意味がございません。より長く続けていくためには、費用面での効率性というのも考えなければいけません。現在憩いの湯の運営をしておりますけれども、燃料費とか水道料、それから人件費等で年間約170万円ほどかかっております。これを利用者の数で割り返しますと、1人1回当たり1,000円ほどかかっております。普通の入浴料の倍くらいかかっています。この辺も見た上で考えなければいけない。そうした考えの下で、より多くの高齢者に対して、より公平に、かつより長くサービスを提供していく方策として、前回、7月11日に示した案、皆さんが一定の負担をする案というのをお示したわけでございます。しかし、その際、議員の方々から様々なご意見をいただきました。あと、町長もいろんな方から話を聞きました。我々もいろんな、老人クラブ等のお話も聞きました。憩いの湯の運営がさっき言ったとおり非効率的かもしれません。あるいは公平性に欠ける部分もあるかもしれませんが、現に利用している人にすれば、やっぱり突然の話であって、無料なものが有料になるというのは、そんな簡単に受入れできるものではないというのは十分ご理解できたわけです。そこで、今回こういうご提案をさせていただいたということをまずご理解いただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 議長、私は副町長に答弁求めたのではないです。町長に答弁お願いしたのです。そのときは町長に答弁させてください。

町長、再度なのだけれども、電源交付金、昨年2億3,000万円ほどあると。これを年間2,000万円

使って、4年間、再度検討はできませんか、町長。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

木戸議員、電源交付金の使用目的が多分違うと思うので、その辺についてご説明いたします。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） 今の町長の答弁について補足させていただきますけれども、電源立地交付金につきましても充当できる事業、充当できない事業がありますので、逐一中身を確認しながらやっていかなければならないものと思いますし、今消防活動のほうに活用されているというのは議員もご承知かと思います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） では、ちょっと検討はするということで理解してよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、どのようなものか、どういうふうに使えるのかというのを含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 町長。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

この憩いの湯の事業についてですが、新規にお風呂を造るというのはなかなか容易ではないなと私は思っておりますので、予算上も多分無理だろうと私は思っています。ですので、タカラの湯の助成で、ただで入ってもらう方々を増やして、便利にしたほうが良いなと思っています。

あとは、お話を聞きますと、老人憩いの湯の方々が来ると、入ってすぐお帰りになるという割合が多くて、かえってタカラの湯とか大勢の方々がいっぱい来るところに入ったほうがお話をして、終わった後に、出た後に話ししたりとか、そういうことができるのだらうと私は思っておりますので、そちらのほうが、例えば老人福祉という意味で言えば、そっちのほうが良いと思っています。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今の町長の答弁というのは、利用者の意見を聞いての答弁ですか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 直接私は聞いていないのですが、課長からそういう話があったことを聞いております。ただ、木戸議員、有戸のお風呂が大変よろしいということを私は聞いていて、その方々が来ると、来てお茶、お菓子を持ってきたりして、お風呂の後が楽しいのだということを

おっしゃっていますので、そういうことができるとすれば、タカラの湯のほうがいいのではないかなと私は思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 有戸にあるのは分かっています。であれば、町内のバスを利用して、有戸のほうでも利用させるようなことは考えられないですか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

有戸はまなすふれあいセンター老人憩いの湯の事業であります。旧有戸保育所を改装しまして、男女別で2か所の浴室、脱衣室を設置しておりますが、洗い場が三、四か所ということで、狭小であります。木明地区や有戸地区、目ノ越地区の住民を対象に今展開している現状です。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） だから、憩いの湯がなくなるのであれば、今後、町内のバスを利用して、有戸のほうでも利用できるようにしてもいいのかなと思いました。町長、どうですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） バス運行となると、今ご承知のとおり、運転手不足で、なかなか我々、馬門のスクールバスを運行するだけでも大変な思いをしております。足の確保というのはなかなか厳しいものがありますので、ご自身でいらっしゃる方があれば、有戸のほうまで自家用車で来て、狭いですが、そんな多くない人数であれば利用可能だと思っています。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 町長、最後に、先ほどの電源の交付金の使い方を検討して、老人憩いの湯の再開を検討できるのかできないのか、再度、もう一回答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 町長。

○町長（野村秀雄君） お答えします。

その交付金については使う用途が違ふと思いますので、そういったものには振り分けをできないと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 私は、こんなに思いやりのない町長だと思っていたので、残念です。老人憩いの湯、再開を期待してくれた、今日の傍聴者の中に利用者、老人クラブの方々もいますけれども、私の努力不足で申し訳ありませんでした。

以上で再質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の一般質問を終わります。

続いて、4番、村中玲子君の登壇を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） おはようございます。4番、村中玲子です。通告に従い、質問させていただきます。質問事項は2つです。

1つ目に、聴覚補助器等の積極的な活用への支援について質問いたします。今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しています。実際高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われています。また、難聴になると、耳から脳に伝達される情報量が極端に少なくなり、認知症のリスクが高まると言われています。この難聴対策として、聴覚補助器の活用が有効であります。

聴覚補助器には、マイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末永く動き、働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し、適切に活用できる環境の整備は大変に重要なことであると思います。

そこでまず、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助器を必要とする人々への情報提供の機会や補聴器等のお試し利用ができる場所の整備など、高齢者が自分に合った聴覚補助器を適切に選択できる環境を整備すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

2つ目に、公式ラインアカウントの導入について質問いたします。行政サービス向上のため、ソーシャルメディアを利用した情報発信をしていくことが今後のまちづくりにおいては重要だと思えます。具体的な手段として、ソーシャルメディアの中で最も利用率の高いラインアプリを使用することが望ましいと考えています。総務省の統計では、日本におけるラインの普及率は70%を超えていることが分かっています。

ラインアプリを運用するライン株式会社においては、行政サービスに関する積極的な取組を行っており、2019年5月から地方公共団体向けにライン公式アカウントの無償化を開始しております。

第6次野辺地町行財政改革大綱では、改革の3本柱を掲げており、その取組事項の広報・公聴事業の充実の中に、「毎月発行の広報の毎戸配布に加え、町ホームページの更なる充実を図りつつ、SNS等の有効活用を検討し、分かりやすくきめ細かな情報発信を推進します」とありますが、当町ではSNSなどを有効活用する上で、どのような行政サービスを展開されるのか、見解を伺います。

以上、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、村中議員のご質問にお答えします。

初めに、聴覚補助器等の積極的な活用及び支援についてのご質問であります。加齢などが原因の高齢者の難聴は、議員ご指摘のとおり、コミュニケーションや人との交流の促進に悪影響を及ぼします。また、WHOの認知症ガイドラインにおいて、難聴の対策は認知症のリスク低減の一つに盛り込まれており、補聴器等を用いた難聴の管理は認知症を予防する有効な手段となっているとのことでもあります。

聴覚の補助機器には、補聴器、集音器、聞こえを助ける助聴器があります。それぞれ特徴が異なります。補聴器は薬事法に定められた医療機器であります。集音器や助聴器は難聴の方を対象とした製品ではなく、一般に広く販売されており、家電量販店や通信販売でも購入が可能となっております。見た目には大きな違いがない補聴器と集音器等ですが、聞こえ方が大きく異なり、集音器は周囲の小さな音も全て拾って大きく聞こえるため、難聴の方には対応できないと伺っております。一方、補聴器は、集音器よりも多機能であり、周囲の雑音や突然の大きな音を抑える制限機能がついており、耳鼻科専門医の診断の下、認定補聴器専門の業者で調整してもらうことで、個人の聴力等に合わせて、足りない音を大きく聞こえるようにできるもので、難聴の管理に有効とのことでもあります。

当町では、公立野辺地病院の耳鼻科に専門医が在籍しており、認定補聴器専門業者は定期的に中央公民館にて相談会を開催しております。

議員がおっしゃる補聴器等のお試しができる場についてであります。聞こえの状態や難聴の病態等は個人差があり、必要な機器も異なります。やはり聴力検査などで医師に聞こえの状態を診断してもらい、どのような聴覚の補助機器が必要かを相談することが適切な機器を選ぶ一歩になります。このように、医師等の専門家に受診することで、難聴の原因を確認し、今後の対応に必要な情報を得ることができます。例えば重症の難聴と診断された高齢者の方は、障害者総合支援法による補聴器の公的助成の対象になる可能性もあります。

町といたしましても、認知症の危険因子である高齢者の難聴につきまして、今後も独自の補助制度を含めて対策を検討してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、2点目の公式ラインアカウントの導入についてお答えいたします。国では、行政のデジタル化を重要政策と位置づけ、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進を図っており、その中で自治体に対し、自らが行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させることを求めています。そうした流れから、自治体が行う行政情報の発信についても、議員がおっしゃるとおり、ラインなどをはじめとしたSNSの活用が急務となっております。

当町においては、導入している自治体から利用状況などを聞いたりするなど、情報の収集を行っておりますが、費用対効果が限られた人員の中で適切な運用ができるかといった懸念があることか

ら、まだ導入するまでに至っておらず、この取組が遅れていることは認識しております。

一方で、自治体DXは待ったなしの段階に来ております。町といたしましては、今後のDXの取組を加速化し、町の実情に応じた重点的かつ実効性のあるDXを推し進めていくためのDX推進計画を今年度中に策定することとしておりますので、その推進計画にSNSを活用した情報発信の環境整備を取り組むべき施策の一つとして掲げながら、計画性を持って実現を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、デジタル技術の目覚ましい発展とともに刻々と変化していく町民のニーズに的確に対応し、行政サービスのさらなる向上につなげていくことが重要であります。そのことをしっかりと意識しながら、今後のまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 村中玲子君の再質問を許します。

4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ご答弁ありがとうございます。

聴覚補助器等の積極的な活用への支援について再質問いたします。難聴の症状をお持ちの方は、高齢化が進むことから増えていくことが予想されますが、その周りにいるご家族の方も、コミュニケーションや意思疎通ができず、ストレスを抱えている方は多いと思います。

そこで、伺いますが、役場職員の方々は耳の聞こえづらい方と対応する中でお困り事はありませんでしょうか。現状をお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

窓口で耳の聞こえの問題で、やり取りに不便を感じている方は確かにいらっしゃると思うのですが、職員のほうも大きい声でお話ししたり、あとゆっくり説明することで、対応については大きなトラブルはないと感じております。あと、必要であれば、ご自宅に伺って説明を尽くすなど、適宜、状況に応じた対応をしておりました。

特に高齢者の方がおいでになる介護・福祉課については、介護保険の調査訪問などにつきましても、職員のほうがゆっくりと、あと絵や大きい文字で見せて、見せながら説明するなどして、工夫をして、ゆっくりと調査のほうはできておまして、難聴による意思疎通が取れなくて、その方に介護の認定や調査の不利益が生じているような事案は現時点ではございません。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） 丁寧な対応をいただいていることで、本当にありがとうございます。

聴覚補助器の一つには、軟骨伝導イヤホンというのがあります。2004年に聴覚医学が専門である

奈良県立医科大学の細井裕司学長が第3の聴覚経路である軟骨伝導を世界で初めて発見し、2023年には軟骨伝導イヤホンとして製品化されておりますが、この軟骨伝導イヤホンの機能などどのように認識されているのか、お聞きいたします。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

軟骨伝導イヤホンにつきましてはお調べしました。聴覚補助器の中でも、集音器の機能を持つものであるというふうな把握をしておりました。ということは、補聴器とはちょっと違ひまして、難聴のある方には聞こえ具合をカバーできるものではないのかなという認識をしております。

県内でも、軟骨伝導イヤホンを窓口に設置して、窓口で聞こえづらい方につけていただくというふうな取組をしている市町村もございました。我々、連絡をして、状況をお伺いしたのですけれども、今の段階では使用の頻度とかは、まだゼロ件であるということで、今後また活用を図っていくということを聞いております。我々としましても情報収集に努めて、検討を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。この軟骨伝導イヤホンなのですが、今年3月には全国で125の自治体や金融機関、病院などの窓口に設置されており、青森市では今年8月に8台導入されております。そして、新聞やテレビでも報道され、その聞こえのよさに驚く人もいます。この軟骨伝導イヤホンは、軟骨伝導を活用した耳周辺の軟骨の振動で音を伝える新技術で、耳穴を塞がずに耳の軟骨付近に添えるだけで音を拾えます。小さな声もしっかり聞けることができるため、大きな声で話すことによって個人情報や周囲に聞かれるリスクも減らすことができ、難聴者のプライバシーの保護にもつながります。通常のイヤホンのように耳穴を塞がない上、左右の音量を個別に調整できるようになっているので、片耳だけでも使えます。イヤホン部分は球体で、凹凸がなく、汚れても簡単に拭くことができます。そして、価格も2万円台となり、製品によっては数十万円もすることもある補聴器に比べて安価です。手入れが簡単なので、介護認定調査の訪問時などにも利用できると思われれます。

そこで、提案いたします。軟骨伝導イヤホンを役場の窓口などでお試しして、視聴していただいて、合う、合わないは様々だと思います。それぞれの人が補聴器、集音器を使うことによって、生き生きと生活できる環境をつくることは必要不可欠と思っております。行政サービスの一環として試験的に導入して、その効果を検証していただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

議員がおっしゃる集音器については、今後も我々もいろいろ検討して、調べていきたいとします。ただし、難聴は非常にデリケートな症状で、様々症状がありますし、原因もあります。その方の窓口での一時的なものであっても、状況に合わないものを装着することで支障はないのか、症状を悪化させるものではないのかというところも、我々慎重に検討したいとします。それを含めまして、耳鼻科医師にも意見を聞いたりしながら進めていきたいとします。

窓口に老眼鏡などを置いておるのですけれども、その老眼鏡を装着するのとはやっぱり違うものになりますので、その方が聞こえがよくなって、窓口の対応、我々の声がスムーズに届くのであれば、それはとても素晴らしいことだと思いますが、慎重に検討を進めてまいりたいとします。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ありがとうございます。聞こえにくい人への配慮をお願いしたいとします。検討をよろしくをお願いしたいとします。

次に、公式ラインアカウントの導入について、再質問いたします。情報発信として、当町にはホームページがあります。いつも最新の町情報を提供できるように、内容も充実しています。検索すれば、すぐに欲しい情報にたどり着くこともできます。また、SNSとしては、フェイスブックでは様々なイベント情報を発信しております。それらに加え、ソーシャルメディアの中で最も利用率が高いラインで発信すれば、これまで以上に幅広い世代に情報が伝わるものと考えます。

そこで、伺います。当町では、ほかの自治体や業者から情報を集めておられると思いますが、これまでこういった情報を集められたのか、また課題があるとしたらどういう課題があるのか、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

いろいろな情報を現在当課でも集めておりますが、まずは県内、特に郡内において、ラインなりSNSを導入している状況について調査いたしました。また、業者などからもそれに係る費用等についてお聞きしております。

また、SNSとかの導入でありますけれども、特にラインにつきましては、議員おっしゃる無償版における課題の一つとして、発信の対象者を特定することができなくて、一斉配信しか行えないものとなります。また、ユーザーの管理、分析が行えないことから、配信の効果の評価や改善策の策定が困難であろうという問題点がございます。

一方、有償版もございますので、それにつきましては当然有償であります。求める機能によって費用も異なりますが、費用対効果のバランスを十分に見極める必要があると思います。

このように、無償版、有償版それぞれメリット、デメリットありますので、導入に当たりまして

は先行している自治体の状況等を参考にしながら、慎重に判断、検討していかなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 最近では、高齢者の方々のラインの使用率が上がってきております。高齢者やデジタル操作が苦手な方は、スマートフォンの利用が電話とかラインに限られ、インターネットの検索機能などは使いこなせない方が非常に多いとの声を耳にします。現在当町で運用しているホームページは、野辺地町を象徴するすばらしい景色がトップページから始まり、とても好評との声を耳にしますが、ホームページは検索しないと見る事ができず、発信されている情報を効率的に得ることは難しいと思います。この野辺地町の情報発信として公式ラインアカウントを作成して、友だち登録をしてもらえれば、より迅速に正確な広報・公聴サービスが実現できると思います。

近隣の三沢市、東北町、横浜町、平内町においても、公式ラインアカウントを導入しております。先日横浜町役場へラインアカウントの事についてお聞きいたしました。横浜町の担当課の方は、三沢市や東北町から情報収集して開設されたとのこと。基本的なメニューは費用がかからず、申請するサイトがあり、導入に関してはスムーズに開設されたそうです。その発信も、お祭りのお知らせや花火大会のお知らせ、ほかの自治体では熊の目撃情報、定例会のお知らせなど、必要な情報を発信することができます。

当町の防災無線は、何を言っているのか分からないとの声を多く耳にします。当町におきましても、防災無線で流れる情報がラインでも発信できるのではないのでしょうか。

そこで、伺います。まずは、町からのお知らせなど、より多くの町民へ情報発信するため、また行政と町民の距離を縮めるため、ラインアカウントの作成、運用をご検討いただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） たしか横浜町のラインにつきましては無償版ということで、発信するだけということで認識しております。当町のホームページにつきましては、確かに例えば視力の弱い方にとって、そういう対応ができておりません。そういうことから、ホームページの見直しもこれから検討していかなければならないと考えております。

あと、ラインにつきましては、配信される行政情報は基本的に自治体のホームページと連動することになります。今後、当町でラインを導入する際は、併せてホームページの見直し、町民が使いやすいホームページの見直しも必要になるということは認識しております。

無償版のラインは、財政面では直接の費用負担はありませんが、ホームページの見直しには一定の期間と費用を要します。先ほど町長からも答弁がありましており、今年度において策定します

町のDX推進計画の中でSNSを活用した情報発信も取組の一つとして掲げまして、計画的に実行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） どうぞこの実現に向けて、皆さん待っておりますので、早期に実現できるようによろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の一般質問を終わります。

暫時休憩、10分間とします。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時40分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

2番、高沢陽子君の登壇を許します。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） それでは、2番、高沢です。通告に従って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。1番、より安心、安全な学校給食実現について、2番、訪問介護現場の実態についての町の現状認識と改善指導について、3番、少年サッカークラブの練習グラウンドの確保について、以上3点お伺いいたします。

最初に、1番について。当町において学校給食の無償化が10月1日から開始となり、うれしいことではありますが、今全国の学校現場で、給食の時間が短いため十分に味わう時間がなく残しているとか、急いで食べることで喉に詰まらせたりという事例が新聞報道になっています。給食を残すことで十分な栄養が取れないことや、安全な給食が受けられないことは、大きな問題と考えます。30分の時間を10分で終わらせるなどがあるとするれば、原因調査や対策が必要と思いますが、我が町の小中学校での現状をどう把握しているのか伺います。

2番について。本年4月から介護保険制度の改定により、特に訪問介護業務の手当削減によって、介護施設の経営難から廃業とか、介護労働者の慢性的な不足など、介護現場における厳しさが増えています。介護サービスの提供が減少、廃止となれば、ますます高齢者が増える中で、保険は払っているのにサービスが受けられない、施設が少なく空くのずっと待っているなど、介護難民が大量に発生することが懸念されます。また、現在働いている介護施設職員への労働強化となり、ますます現場に人が集まらないという悪循環になります。自宅で介護せよとなれば、家族は仕事を辞めざるを得なくなります。当町において、介護サービス提供施設の運営、経営状況をどのように認識

しているか伺います。

本来こうした福祉サービスは、国の責任で行うべきものと考えますが、現在のような民間経営となり、収益重視になっていることはあるべき姿とは言えないと思います。苦境に陥っている介護サービスの事業所へ、町独自に経済的、人的支援を行う考えはありますか。こうした施策を行うことで人口増加にもつながると思いますが、町の考えを伺います。

3番について。当町の少年サッカークラブでは、練習場所としてしっかり整備されたグラウンドがないため、練習場所を確保するのに苦労している、何とかできないものかとの声が出ています。サッカー人口が増えたのに施設が整ったサッカー場がないために、柴崎選手が帰ってきてでもコーチしてもらい場所がなく、他町村で教えていることが残念との声も聞いています。町の将来を担う子供たちのため、充実かつ適切なスポーツ環境を提供し、スポーツ活動に打ち込んでほしいと思いますが、スポーツ施設の整備について町の考えを伺います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、高沢議員のご質問にお答えいたします。

1点目のより安心、安全な学校給食実現については、後ほど教育長から答弁をさせます。

初めに、2点目のご質問、訪問介護現場の実態についての町の現状認識と改善指導についてお答えいたします。まず、介護保険制度についてご説明いたしますと、介護保険法は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、2000年に施行されました。基本的な考え方として、高齢者の自立支援を促すこと、利用者の選択で総合的にサービスを受けられる制度であること、そして保険料と税金により運営され、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用していることとしていることから、福祉サービスとは仕組みが異なります。

議員ご指摘のとおり、今年4月に介護報酬が改定されました。これは、3年ごとに改定されるもので、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、今回は良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり等を基本的な視点として実施されました。

ご質問にあります訪問介護、いわゆるヘルパーの報酬改定については、基本報酬の単位の僅かな減少はあるものの、賃金体系の整備につながる処遇改善加算が高い加算率に設定されております。これを含め、多岐にわたる細かな見直しは、あくまでも地域の実情に応じた柔軟で効率的な見直しであり、介護事業所の持続可能な経営を後押しするものと受け取っております。

一方、国では、2040年度に高齢者の人口の伸びは落ち着くものの、担い手である現役世代が急減し、このまま推移すると介護職員は大幅に減少するものと見込んでおり、総合的な介護人材確保に乗り出しております。2019年からは、経験、技能のある介護職員への給料の上乗せとなる処遇改善事業を行いました。また、働きやすく負担の少ない職場となるよう、ICTの活用促進や離職防止

対策、外国人材の受入れ等の多様な取組を進めております。

当町においても、ヘルパーの事業所がこれまで6か所ありましたが、コロナ禍を経て2か所が廃止となりました。これまでの状況から、現在4か所の事業所に加え、利用者の自宅に地理的に近い町外の事業者で担われており、ヘルパーの需要に対して供給は対応できていると把握しております。加えて、通所や入所の順番待ちも長期にわたる方はいらっしゃらないと伺っております。

また、当町の高齢者人口については、今後は緩やかな減少に転じてまいりますが、全国の傾向と同様に、介護の担い手の世代の減少スピードが速く、16年後の2040年には65歳以上の高齢化率は49.3%と2人に1人の割合となる予想です。

そのため、町では、町内の介護事業所の負担の軽減に向けた取組として、今年度は国のモデル事業を活用して、町内の介護事業所の持続可能な経営に向けて、業務効率化とサービスの質の強化を支援するケアプランデータ連携よりそい安心サポート事業をスタートいたしました。これは、各介護事業所間のケアプラン等の情報のやり取りを手作業からデータ化することで、これまでにかかっていたやり取りの時間を3分の1ほどまで減らし、介護職員の業務に余裕が生まれ、仕事の質が向上するメリットがある取組であります。まずは、全事業所がこの事業に参加していただけるよう、介護事業所の負担軽減に向けての支援を重点的に展開してまいります。

町といたしましても、このように厳しさを増す介護の現場の状況を理解し、寄り添い、生産性の向上やサービスの適正化に向けた取組を継続してまいりたいと考えております。

続いて、3点目のご質問、少年サッカークラブの練習グラウンドの確保についてお答えします。初めに、少年サッカークラブの活動場所ですが、主に若葉小学校の校庭と町立体育館を利用しております。雨天時や冬期間は、若葉小学校の体育館や町立体育館で活動しており、若葉小学校は体育、スポーツ活動の普及、振興を図る学校開放事業として提供しているところであります。

また、総合運動公園は、町内外の学校やスポーツ団体、スポーツ少年団などが野球、テニス、陸上競技、そしてサッカーなどのスポーツ活動で利用しており、設置から40年ほどが経過し、老朽化しているものの、毎年必要な修繕や補修等を行いながら維持している状況であります。

当町にはサッカー専用のグラウンドはありませんが、この運動公園内のサッカー場（陸上トラックの内側）について、これまで委託業者による整地などの整備を行っているところですが、昨年度から新たな芝生の整備について、その可能性の調査検討を始めました。しかし、芝生の整備には多額の工事費や維持費が必要となるほか、技術面での維持の難しさなど、多くの課題があることから、引き続き調査及び検討を続けてまいりたいと考えております。

また、その他の町のスポーツ施設につきましては、今年度から馬門小学校の体育館をまかどスポーツセンターとして開放するなど、スポーツ環境の整備に努めているところであり、今後も現有施設の適正管理と維持補修等を継続しながら、施設の延命化を図っていきたいと考えておりますので、

ご理解のほどお願いいたします。

続いて、1点目のご質問、より安心、安全な学校給食実現については、教育長が答弁いたします。

私からは以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 1点目のご質問であります、より安心、安全な学校給食実現について、私のほうからお答えいたします。

初めに、教育活動における学校給食の位置づけをご説明いたします。学校給食は、標準授業時数には含まれないものの、教育課程上の学級活動と関連づけて行うことができる重要な学校教育活動です。給食の時間に行われる指導は、給食指導と食に関する指導に分けることができます。給食指導は、給食の準備から後片づけまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得させる指導であり、食に関する指導は学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導であります。

ここで、小中学校の現状についてお知らせいたします。給食時間ですが、小中学校ではおおむね準備に10分間、着座しての食事が20分間、後片づけが5分間となっております。もちろん食べる速さや量も子供によって違いがあるので、手早い準備や後片づけを指導し、なるべく食事時間を多く確保するように努めております。同時に、窒息事故防止のため、よくかんで食べるよう指導したり、苦手な食べ物は量を減らして配膳するなどの対応をしております。

野辺地町に限らず、給食を時間内に食べ切れない子供は給食時間が短いと感じていることが多いと言われますが、一方で授業時間数の確保、休み時間、登下校時間を考えると、学校の給食時間を延ばすことは現実的には難しく、時間を延ばすこと以外の工夫が必要となります。

給食を残すことで十分な栄養が取れないとご心配をされておりますが、給食時間だけが影響しているのではなく、個人の好き嫌いが大きく関係していると思われます。今の子供たちは、初めて見た料理に手をつけない傾向があり、一口も食べない子供もいると伺っております。その場合、先生方が「初めて食べるけど、おいしいよ」とか「見た目と違っておいしいよ」など、子供たちの料理に対する不安を取り除くことも必要な時代になっております。昔は、嫌いなものでも食べることを強要された時代もありましたが、アレルギーなど個々への配慮も進んでおり、近年は苦手なものは一口でも食べてみようと思わせる工夫が求められる時代です。

自宅で時間をかけてゆっくり食事を取る習慣のあるお子さんにとっては、学校の給食時間は短いと思いますが、早く食べ終えて昼休みに遊びたい子供は、食べ終わりも早く、学年や校種が上がるにつれ、決められた時間の中で工夫をして食事を取るようになっていきます。

給食が始まった当初は、子供たちに栄養があるものを食べさせることが目的でしたが、時代とと

もに目的も変わり、自分の健康を考えた望ましい食習慣を養うこと、好きなものだけを食べるのではなく、ふるさとの味や和食などにも親しめるよう、メニューも工夫がされております。

いずれにいたしましても、給食時間は児童生徒が友達や学級担任等と和やかに楽しく会食する時間です。コロナ禍以降、向かい合うことなく、全員が前を向いて黙食する期間が長く続きました。食事にふさわしい環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気です食事を楽しむことができるよう、日頃から児童生徒が安心して食べられる環境づくりを心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君の再質問を許します。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 詳細なご回答、いろいろありがとうございました。

まず、学校給食について、私が心配しておりました食べる時間、それから食べるときの指導、この辺はおおむねクリアしているかなと思います。ただ、食事、食べる時間20分ということで、先ほどお話がありました。20分は、大人でしたら、私などはゆっくりなほうなので、もう少しあったほうがいいのかという気もいたしますけれども、全体の学校のカリキュラムからすれば、なかなかそれ以上はというお話ですので、今後少し検討していただいて、20分を25分にするとか、そうしたことを検討していただければと思います。

あとは、よくかんで食べるように指導しているというお話でしたので、そこは安心しました。

小食の子供さんとか、逆に早く食べてしまう子供さん、ちょっとこれは、先ほども回答の中にありましたけれども、どうしても残してしまう子供さんへの指導はどうなさっているのか。あと、早く食べてしまって、先ほども遊びに行く、外に出るために早く食べるという子供さんもいるようですけれども、早く食べるということもちょっと問題だなと感じています。この辺のところ、もう一度、改善の余地がないのかなと思いますので、その2点お願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 今2点、早食いの子供に対する指導と小食の子供に対する指導ということでしたけれども、早食いということに関しては、先ほど申し上げたように、よくかんで食べるようにとか、ちゃんと時間まで食べてみんなで片づけますよとか、班が決まっていると思いますので、そういったことに関しては各学校のほうにもう一度確認をして、指導を続けたいと思っております。

それから、小食の子供のどうしても残してしまう子供について、今は昔と違って、嫌いなものを無理やり食べろというような時代ではなくて、嫌いなものは残してもいいしという指導をしておりますので、そういった強要して全部食べなさいということはしておりません。そういうことです。よろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2 番（高沢陽子君） ありがとうございます。

あと、すみません、食事の時間20分のところ、もう少し、25分ぐらいということは検討できないでしょうか。お願いします。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） 先ほども申し上げたとおり、学校全体の時間がございますので、授業時数等は全部国で決まっている時間があります。長くするとなると、例えば登校時間を早くするとか、下校時間を遅くするとか、そういった全体のカリキュラム自体に影響が出てくると思いますので、簡単にはいかないかと思います。検討は難しいかと思います。

○議長（岡山義廣君） 2 番、高沢陽子君。

○2 番（高沢陽子君） 分かりました。

では、ほかの質問をいたします。前回、6月の議会で、私、給食の関係の質問をいたしました。その中に、今後無農薬、農薬の少ない食材を使うように希望しますということでお話ししましたけれども、それに対して教育長のほうから、地元で生産された食材を使っているの、安心ですというお話だったと思います。それは、地元だから信頼できる食材なのか、そこは本当に信頼していいのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） 私のほうで、確かに6月にそう申し上げました。令和5年度の食材の使用状況でいきますと、野辺地町産が12.1%、それから青森県産が51.7%で、半分は使っておりますので、私のほうでは生産者さんのほうを信じて、安心して使っているということです。

○議長（岡山義廣君） 2 番、高沢陽子君。

○2 番（高沢陽子君） 今後機会がありましたら、ぜひ調べていただければと思います。もしくは、恐らく出荷する前に調べるとかいう検査の段階があるのではないかと思いますので、その辺のところの情報が分かりましたら、また別な機会にでも結構ですので、お願いをいたします。この件に関して、お答えできればお願いをいたします。

○議長（岡山義廣君） 今の2番の高沢君の質問ですけれども、通告の内容からちょっと離れているような気がしますので、質問を変えてください。

2 番、高沢陽子君。

○2 番（高沢陽子君） はい、分かりました。では、この質問はよろしいです。回答は結構です。

それでは、2番目の質問に移ります。訪問介護の現場の実態の関連であります。先ほど町長からお話がありました。その中で、野辺地町は国のモデル事業になっていて、ちょっと長く言われたので書き切れなかったのですが、ケアプランデータよりそい安心サポートということを始めているというお話です。これは、野辺地町がそのモデル事業になった経緯というか、理由は何でしょうか。

お尋ねします。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

国のほうはDX化を推進しておりまして、今後数年のうちにこのようなデータ連携を推進、全国的に全ての事業所に浸透させていくという流れになっておりました。青森県と我々、いろいろ連携して、サービスの適正化とか、そういう事業をやっておりましたときにお声がかかりました。当町、介護保険事業所が非常に種類が多く、一つの町の中である程度サービスが提供できているという点などが本事業に適しているとお声がかかりまして、町としましても町の介護の事業所さんに対して利益があると判断しまして、希望した形になります。今年度については、県内1か所、当町のみとなっているということでした。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） ありがとうございます。

すみません。ちょっと着席させてもらっていいですか。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 先ほどの説明の中で、現在施設は4か所、利用者に対してサービスを提供しているというお話です。この中で、町長のお話の中で、今回のケアサービスの訪問介護の金額、これが僅かな減少であって、処遇改善加算があり、高いランクになっているので、これは問題はないというお話でした。普通考えるに、訪問介護というのは週1回以上あると思います。その際に、訪問をして、そこでサービスを提供して、それに基づいて料金をいただくという形になっていると思いますが、週に3回とか、その回数、週に……すみません、正確には私もちょっと今つかんでいなかったのですが、平均的に訪問介護というのは週何回行われているものなのでしょうか。すみません、基本的な話で申し訳ありませんが、ちょっとお願いをいたします。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 介護保険サービスの中でヘルパーさんの訪問介護につきましては、その方の介護度によりまして利用の上限が設定されております。その中で、ヘルパーさんを週何回、何時から何時まで使うかということは、ケアマネジャーさんと利用される方が相談をして、個人に一番適した回数、頻度を組むような現状になっておりまして、週に1回、買物に一緒に行くというサービスの使い方もありますし、2日に1回ぐらい、午後にお掃除をお願いすると。あと、身体介護や家事介護でも様々な種類がありました。そこで、平均的というふうな形ではなかなかちょっと難しいのですけれども、多様な利用の仕方があるというふうなことはお伝えしたいと思います。

あと、ヘルパーさんの訪問介護につきましては、利用状況が現時点で伸びておりまして、たくさんの方がヘルパーサービスをご利用いただいているという現状にあります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） ありがとうございます。

私が心配しているところでは、訪問介護の料金、2%から3%減っているというお話で、情報をつかんでおります。2%、3%、僅かだろうということに考えるかもしれませんが、これが週1回、2回、3回、そして月に何回という回数があれば、今まで正当な、正当なというか、サービスに合った金額を受け取っていたものが……ちょっと話を訂正いたします。最初から申し上げます。

2%から3%の減少だということになっておりまして、大きい施設ではさほどの影響はないかもしれませんが、中小零細の施設にとっては2%から3%の訪問介護の料金が下がるということは、非常に経営にも影響してくる問題でありまして、野辺地町ではないかもしれませんが、実際に全国的には介護サービスの会社などの倒産とか、廃業とか、そういう事業所が結構出ているという情報も私聞いております。そういう意味で、これから野辺地町も高齢者、75歳以上の高齢者、ますます増えます。75歳前の方で利用している方もいると思います。そういう利用者が増える中で、訪問介護サービスの料金が減らされるということは、事業所の経営にも大きく影響しますし、母数が大きくなれば、その減少率もまた大きくなるのではないかと思います。そういう実態の中で、これは国に改善を求めなければならない問題かなと感じておりますけれども、野辺地町においても将来的にそういう心配が起きないとも言えないので、先ほど国モデル事業をやっているということの中で、できるだけ、ここにいる私どももあと10年、20年すればお世話になります。そういうことも考えたときに、やっぱり介護の問題に関してもっと力を入れてというか、もっと重要視をして、この問題、将来的なことも考えながら進めていかなければならないのではないかと考えております。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢君、質問をまとめてください。

○2番（高沢陽子君） はい、分かりました。将来の心配がないような支援、運営を手助けしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。再質問です。少年サッカークラブの練習場所に関係して、先ほどお話がありました。町営グラウンドなども使っている、陸上競技場のフィールドのほうも使っている、そして若葉小学校のグラウンド、体育館、こうしたところを使っているという形ではありますが、町営グラウンドに関して、非常に土が硬くて、小石が多く、転ぶと擦り傷ができて、危ないという、もう少しその辺のところを改善することはできないものかと思います。一つの方法としては、中に人工芝を敷くというようなことも考えられますが、人工芝を敷くということを検討する余地はないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） お答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、芝生の整備に関しては現在の施設を延命化していくということで、今のところ人工芝で整備するという考えはございません。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 将来的にももう少し設備が整った、野辺地でサッカーができる、安心して練習試合も公式試合もできる、最高のサッカー専用グラウンドとは申しませんが、そういう他町村に出かけて練習するということのないように、野辺地でも柴崎岳選手を輩出した町ということで、よそに恥ずかしくない、町でサッカーができる、そういう環境を整えていただければと思います。今申し上げました柴崎岳選手に続く第2の日本代表を誕生させるためにも、ぜひサッカーグラウンドを整備していただきたいと思いますが、公共施設の中で町営グラウンド、あるいはその周辺、テニスコートもありますけれども、空いているスペースはないでしょうか。その空いているスペースを整備して、専用というか、サッカーグラウンドということに、造るということは検討いただけませんか。

○議長（岡山義廣君） 玉山課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） お答えします。

運動公園の中には多目的グラウンドというのがあります。そこは芝生でありますけれども、サッカーをするにはちょっと手狭かなと思います。今現在、運動公園の中には空いているスペースというのはありませんので、お答えとします。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 今は練習試合など、隣町の六ヶ所村とか七戸町にバスで行って、グラウンド使用料500円プラスそれぞれの保護者たちがバス代を負担して、そして練習に行っているということを聞いております。年間にしますと、結構保護者の負担も大きい。サッカーはじめスポーツ団体に対して、年間いかほどの補助金というか、お金の支援をしているのでしょうか。その点、お伺いをいたします。

○議長（岡山義廣君） 玉山課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） お答えします。

補助金としては、補助金のほかに登録料というのがありまして、9団体ですけれども、70万円ほど補助しております。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 年間、団体全体で70万円ということですね。分かりました。

日本代表がいる野辺地町にいいサッカー場設備がないために、よそに練習に行っているというの

はちょっと、やはり柴崎岳選手のふるさと野辺地町がそういう状況だというのは残念過ぎるなと思いますので、将来的にぜひとも野辺地町で子供たちがサッカーに取り組んで、将来は第2の柴崎岳というふうな子供さんたちもいると思いますので、ぜひそうした状況をつくり出すために町はもっと支援をしていただきたいと思います。要望で終わりますので。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 以上で2番、高沢陽子君の一般質問を終わります。

11番、赤垣義憲君の登壇を許可します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11番、赤垣義憲でございます。議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の質問は4つございます。

まず、1つ目です。指名競争入札についてお伺いいたします。野辺地町の指名競争入札に参加するには、町に指名願を提出して指名業者になる必要があり、指名業者となった業者は、野辺地町内をはじめ青森県内外まで数多くあると承知しております。野辺地町内の指名登録業者の業種は、工事業や販売業など多種多様ですから、様々な事業や案件に対応できるものと考えております。

入札を実施する場合には、町に納税している町内企業を中心に、その案件に必要な資格の有無や業務遂行能力などを考慮して入札参加業者を指名するものと認識しておりましたが、過去の入札結果を見ると、中にはそうでない場合もあるようですので、お聞きいたします。

指名審査会において、業者を指名する際の選考基準をご説明願います。

過去の入札において、町内業者が数者あるにもかかわらず、その一部しか指名せず、町外業者を指名した案件があり、これについては疑問の声が上がっていますので、この件についてお伺いいたします。

指名から除外された業者は、業務に適していなかったからなのか、あるいは何かほかに特別な理由があって、その業者を指名しなかったのか。指名審査会において、町内業者ではなく町外業者を指名した経緯と理由を伺います。

また、一部の案件においては、指名する業者に偏りがあることに違和感を抱いておりますことから、この点についてご説明願います。

ここ数年の過去の入札において、最低落札価格と同額での落札、あるいはそれに近い入札価格で落札され、しかもそれが同じ業者であるという案件がありました。さらには、2者の入札価格が最低落札価格と一円単位まで同額という案件もありました。また、これとは違って、ほとんどの業者が予定価格に近い入札額であるのに対し、1者だけがほかの業者と比較して極端に低い価格で落札されている案件があるなど、入札結果については疑問に思う点多々ございます。これら案件について、町も認識されていると思います。

このような入札結果について、町長はどのような受け止めをしているのか、見解を求めます。

次に、公共事業の進め方についてお伺いいたします。統合小学校新築事業を含む町の大事業の進め方についてお聞きいたします。板柳町で実施された住民投票を例に挙げて、野辺地町の考え方を伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

板柳町では、先月、統合小学校建設について、新築か改修かを問う住民投票が実施され、僅差ではありますが、既存の南小学校を改修して利用することで、少しでも財政負担を軽減させるという町側の意向が支持された結果となりました。住民投票という手段に至るまでには、議会では様々な議論がなされたものと推察します。さらには、議員による公開討論会の開催や、分かりやすい資料を配布することで、町民への周知と同時に事業への関心を高め、理解してもらえるように取り組まれたものと推察しております。

公開討論会には、100名を優に超える参加者が集まり、それぞれの議員の主張に耳を傾け、質問や意見を述べていました。その中で最も印象に残ったのは、小学生が質問した内容でした。「僕たちの小学校なのに、僕たちの意見は聞いてもらえないんですか」と。まさに当事者で、使用するのも、将来になって建設費用を負担するのもその子たちの世代です。

一方、野辺地町はどうでしょうか。全員協議会で基本構想の説明こそあったものの、小学校建設に関して議論の場さえ設けず、町民の意見を聞く機会すら与えられていないのが現状です。前教育長の諮問を受けて、統合小学校新築事業検討委員会が策定した基本構想について、パブリックコメントを募集したものの、結果は私の予想どおりで、過去の例に漏れず町民からの意見はありませんでした。

では、その基本構想を基に議会での議論が始まるのかと思えば、そうではなく、早々に6年度当初予算に小学校建設の設計費が計上されました。私は、この予算について、時期尚早であり、まずは町民の意見を聞いてから予算計上すべきという考えから、予算の修正を求めて反対しましたが、過半数の賛成で可決というのがこれまでの経緯であると承知しております。

このように、57億円もの巨額の予算を見込む町の一大事業であるにもかかわらず、議会での議論もなしに、しかも町民の意見も求められないまま計画が進められることに憤りを感じています。これは、議会が必要なし、町民の意見もごくごく一部の町民の意見だけを取り入れますという強引な進め方に思えてなりません。これでは議会は単なる金のなる木、予算を認めるためだけの追認機関にほかなりません。議会の意見を聞く機会を設けないのなら、せめて町民が意見を述べるチャンスは必要ではないでしょうか。町長が言う町民ファーストで、町民のための政治、町民のための町政を行うというのであれば、町民が真ん中に存在するまちづくりが必要だと考えます。

このことから、町の一大事業を実施するに当たり、町民からの意見収集と意見反映の手段をどのように考えているか、具体的には町民の意見を聞くための住民投票あるいはアンケート調査を実施

するお考えはないものか伺いいたします。

また、そもそも町長には町民の意見に耳を傾ける気持ちがおありなのかどうか、伺いいたします。

3つ目に、地方債と財政について伺いいたします。地方債を利用する場合には、当然ながら償還が終わる年度までの財政状況については想定しているものと推察します。令和4年度決算における野辺地町の標準財政規模は42億2,400万円余りです。

そこで、お聞きいたします。町は2050年度の財政規模はどの程度を想定しているのか、その頃の財政状況は現在と比較してどのように変化していると考えられるのか、今の時点での見立てをご説明願います。

当初予算あるいは補正予算において、様々な事業の財源として計上される地方債、私たち議員がこの地方債発行を予算として認めるか否かを判断するためには、計上された地方債だけではなく、これまで起債した地方債の償還がいつまでにどれだけ残っているのかを知る必要があります。例えば民間の金融機関が企業や個人に融資するに当たり、別件の融資残高と返済予定表は必ず確認しているはずです。これと同様に、町が新たに起債する際に、これまでの地方債残高と償還予定を確認することは必要不可欠であり、予算審議に当たって極めて重要な情報で、議員の判断材料であることから、償還予定表など地方債償還計画が分かる資料の提供は必須と考えております。

このことから、資料提供について、町はどのように対応していただけるかをお伺いいたします。

最後に、交通公共機関の現状について伺いいたします。高齢者や障害を持つ方々の中には、徒歩での移動が困難な方もいらっしゃいます。自宅のある住宅地から買物や病院に行こうとしたとき、自家用車を所有し、かつ運転者がいる場合以外では、路線バスやタクシーなどの公共交通機関に頼ることになります。

町長は、路線バスの時刻表を見たことはありますか。私の自宅近所には青少年ホーム前バス停があり、町内中心部方面と六ヶ所方面への2方向があります。町内方面へは午前8時6分と14時51分、六ヶ所方面へは12時48分と17時8分が出発時刻ですが、これは平日のみの運行で、土日祝日は運行しません。例えば野辺地病院に通院する場合、8時6分発に乗ります。恐らく15分程度を要すると思われますので、8時20分頃に到着するのではないかと思います。受診受付は7時45分からですので、当然ながら後半の受付となり、順番は遅くなり、診察が終わるのは午後1時を過ぎることも少なくありません。つまりは帰りは12時48分着のバスに間に合わないことになり、17時8分のバスまで待つことになります。

例えばスーパーで買物するのに14時51分発に乗って町に向かいます。せいぜい30分の買物を済ませて帰ろうとしても、17時8分着のバスしかありません。

路線バスのほかにも、公共交通機関はあります。あるご高齢の方からタクシー券について聞かれ

ました。数回分しかもらえないタクシー券、役場に聞いたら家族がいる場合は家族から送迎してもらってくださいと言われたけれども、家族はそれぞれ働いているから、出かけたいときには家にはいないとのこと。

これが野辺地町の公共交通機関の現状です。冬期間は、天候の悪い日などを考えれば、さらに不便さが増します。お世辞でも生活しやすい町と言えるものではありません。

この不便さを町長はどのように受け止めておられるのか。また、不便さを解消するために実施しようとしている策があればご教示願います。

以上4点、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、赤垣議員のご質問にお答えをします。

1点目の指名競争入札についての指名審査会において、業者を指名する際の選考基準のご質問ですが、当町では競争入札参加資格審査申請書を提出している業者について、まず町内、準町内、県内、県外の地域に区別し、次に建設工事、工事関係委託、物品購入等の3つに区別して、これらを競争入札参加資格者名簿として町ホームページに公表しているところです。

さらに、経営事項審査結果通知書の総合評点等を参照して、等級別格付などの名簿整理を行っております。こうして作成された名簿を参照して、町で入札に付す契約があるときに、その契約の種別、例えば建設工事の土木一式の1,000万円以上などという契約種別に該当する業者を基本として、指名業者を選定しております。

次に、指名から除外された業者は業務に適していなかったからなのか、あるいは何かほかに特別な理由があって、その業者を指名しなかったのかというご質問ですが、入札の指名業者の地域区分については、野辺地町工事（物品購入）等競争入札参加資格選定規程に沿って、まずは町内業者からの選定を基本とし、次に準町内業者、県内業者、県外業者の順に選定業者を拡大するようにしております。また、契約の種別ごとに選定する業者は、工事、委託、物品の別、業種、経営事項審査結果通知書総合評点等で整理された名簿を基に選ばれます。

ただし、建設業許可証、経営事項審査結果通知書、納税証明書などの有効期限が経過した後、新たなものが提出されていないなど、資格の確認ができなかった場合には選ばれないことがあります。また、業者が雇用している技術者の数に対し相当数の手持ち工事があることを把握したときや、入札の辞退が続いているとき、不適切な行為を把握したときなどに、名簿どおりに選ばれないことがあります。

次に、町内業者ではなく、町外業者を指名した経緯と理由についてのご質問ですが、基本的に入札しようとする契約の種別で、相当数の指名業者が町内業者から確保でき、十分に競争原理を働かせることができると見込まれるときは、町内業者を中心に選定する方針としております。

一方で、町内業者だけでは辞退されたときに入札が成立しないおそれがあるときや、特定分野の技術を必要とする業務など、必要な資格や実績等のある業者を選定する必要があるときなどは、町外の業者を加えて競争原理を働かせることができるようにしております。

次に、一部の案件においては指名する業者に偏りがあるとのこと質問ですが、例えば大規模ではない建物の改修等の設計業務の場合は、町で整理した名簿に登載されている業者のうち、必要な資格者がいるなどの一定の条件を満たしている者を選定いたしますので、入札の案内を受ける業者は毎回ほぼ同じになってしまいます。

次に、最低落札価格と同額で落札している、ほとんどの業者の入札価格が予定価格に近い中、1者だけ極端に低い価格で落札しているなどの入札結果について、町長はどのような受け止めをしているのかというご質問ですが、工事費を算出する積算システムの普及や精度の向上により、正確に数量や係数を入力すれば、発注者側の設計額に近い額を求めることができるようになってきているという話も聞いております。そのためか、最低制限比較価格と同額での入札がある一方で、今年8月6日の入札では、全ての業者が最低制限比較価格を下回る額を入札書に記載し、落札者なしで入札不調となったケースもあります。入札書に書かれる金額は、必要な資材の調達額、建設機械の費用及び人件費など、それぞれの業者がそれぞれの手法により調査し、見積もった結果であると受け止めております。

続いて、2点目の公共事業の進め方についてお答えします。初めに、当町の小学校統廃合及び統合小学校新築事業の実施検討において、町民のご意見をお伺いするためにこれまでの取組について申し上げます。令和2年4月に策定された野辺地町立小学校適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、同年10月に児童の保護者及び就学前の子供を持つ保護者を対象に、小学校の統廃合や新校舎整備の是非などについてのアンケート調査を実施いたしました。

調査では、「小学校統廃合をすべきである」、「統廃合はやむを得ない」と回答した保護者の割合が9割弱に上り、そのうち約7割が「校舎を新築する」との結果となりました。この結果を踏まえ、令和3年6月に小学校の統廃合を進める具体的な取組を定めた野辺地町立小学校統廃合基本計画を策定した上で、馬門小学校と若葉小学校の先行統合及び統合小学校新築に係る検討を進めてまいりました。

統合小学校新築事業については、昨年7月に事業の基本構想を策定するための検討委員会を立ち上げましたが、多様な意見を反映させるため、委員として町議会議員や町内の小学校、幼稚園及び保育園の保護者の代表、そして公募の委員にも入っていただきながら、総勢16名と、これまでになく多くの方に参画いただきました。

なお、野辺地町立小学校統廃合基本計画及び統合小学校新築事業基本構想とも、策定時におけるパブリックコメントを実施しております。

さて、議員ご質問の町民からの意見収集と意見反映の手段をどのように考えているか、住民投票やアンケート調査を実施する考えはないかとのことでありますが、地方自治の基本原則は、住民、議会、行政が相互に協力して、住民主体のまちづくりを進めていくことにあります。行政は、住民参画の条件を整備する責務があり、情報公開と広報、広聴を充実させ、公正、公平で正確な政策情報の共有に努めなければなりません。そのため、町では、広報やのへじファンミーティング、おでかけ町政座談会などにより、町民に対する情報の提供に努めるとともに、検討委員会や審議会などへの町民の参画、各種のアンケート調査、行政手続法に基づくパブリックコメントなどを実施してまいりました。

なお、パブリックコメントに関しましては、提出される意見数が少ないという状況が続いておりますので、今後制度の周知を図っていかねばならないものと考えております。

地方行政は、議会制間接民主主義であり、議会はその活動を通じて、町民の多様な意見を的確に把握し、各種政策については議決という形で方向性を決定する責務を担っておられます。行政側としては、町民への情報提供と同様に、議会に対しましても積極的な情報の提供と共有に努めることが重要であると認識しております。

近年、まちづくり基本条例や住民投票条例を定めて、重要施策の方向性について住民の意識の把握をしようとする地方自治体もありますが、あくまでも住民投票は議会制民主主義を補完し、住民の意思を把握するための手段と理解されており、多くは拘束力を持たないものとなっております。

また、住民投票制度の課題として、賛成派、反対派がお互いの政策を非難し合うネガティブキャンペーンが繰り広げられたり、出所不明の怪文書や不正確な資料が横行したりして、住民が混乱するといったこともあるようです。さらには、住民投票の実施に当たっては、多額の費用を要しますので、権利の濫用とならないよう、必要性を十分勘案して進める必要があると考えております。

アンケート調査につきましては、これまでと同様、それぞれの事業において必要と判断されたときに、その目的に沿って適切に実施してまいります。

なお、町民の意見に耳を傾ける気持ちがあるのかとのご質問であります。私が町長に就任したときから一貫して、町民とともに進めるまちづくりを政治姿勢の基本としております。コロナが5類に位置づけられて以降、イベントや行事、会合などが通常どおり開催されるようになり、多くの町民の方々に直接会い、お話を伺う機会もできてまいりましたので、そうした機会を大切にするとともに、今後も広く町民の声を聞く貴重な機会として、町政座談会の開催、検討委員会への町民の参画、パブリックコメントの実施などに継続して取り組んでまいります。

続いて、3点目の地方債と財政についてお答えいたします。初めに、2050年度の財政規模の想定と、その頃の財政状況を現状と比較した場合、どのように変化しているのか、今の時点での見立てについてお答えいたします。2050年度の推計についてのご質問は、6月定例会でも受けております

が、その際、現時点で意味を持たせて、信頼性を持ってお答えすることは難しい旨を回答しており、その状況は変わっておりません。

改めて今後の財政運営、公債費に係る考え方をご説明申し上げますと、公債費、いわゆる地方債の発行の考え方として、現在建設が進められている新庁舎及び計画している統合小学校の建設事業は大規模事業として位置づけ、その公債費償還分の財源を町民の皆様のご協力を基にした原子力立地給付金相当分を財源と見込んでいるところであります。

また、それ以外の各施設の維持、更新経費などで発行する地方債は、公債費を平準化した考えの下、町の財政負担を軽減するため、地方交付税への算入の大きい過疎債などを引き続き活用しながら、町民の福祉の維持向上に努めていくこととし、また努めていくことが望まれているものと考えております。

次に、資料提供に関する対応についてのご質問であります。議員の皆様方には毎年、全員協議会を通じて5年後までの財政見通しや財政状況をご説明申し上げておりますので、説明資料の充実を図りながら、この説明する機会を継続させ、将来にわたり安定した財政運営の下、町政を運営してまいりたいと思います。

続いて、4点目の公共交通機関の現状についてお答えします。議員から、昨年12月定例会において、バス路線の維持対策費についてのご質問を受け、バス路線のほか、オンデマンド交通やコミュニティバスなどを含めた公共交通の現状や課題について、町の認識と考え方を回答したところであります。

昨今の運輸交通業界の状況も含め改めて申し上げますと、まず地域における公共交通の対策を整理し、講じるに当たっては、交通弱者への対応はもとより、公共交通を利用する目的、頻度及び地域性、さらには公共交通事業者にとっては社会情勢として深刻な運転手不足や、物価高騰に伴う車両等の維持管理費の増大など、経営状況が厳しいと推察される中、町としても経常経費の抑制といった課題なども挙げられ、公共交通対策は非常に難しい環境下にあると認識しております。

現時点では、これまで同様に、路線バスの維持のためバス事業者への補助とお出かけタクシー事業の継続で対応していくこととしておりますが、今後も情報収集を進め、県や地域の公共交通を担う事業者とも連携しながら、検討を続けてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の再質問を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ご答弁ありがとうございました。

まず、指名競争入札について再質問させていただきます。ただいまの答弁の中で、落札価格について、あるいは予定価格について、建設業は特に積算システムが普及していてというお話がありま

した。この積算システム、工事量、材料の数とか、人工などを打ち込めば、必然的にその金額が出てくるものであるという認識はございますが、そのシステムを使ったところで最低制限価格というのは分かり得るものなののでしょうか、お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

ある程度のは、何年の上半期、下半期というのは単価がそれぞれ変わるとは思いますけれども、そのバージョンにもよりますけれども、それに正確に打ち込めば、ある程度のは出てくることになります。そして、それが国の基準と同じ率を全部使っている場合は、割と正確に当てられる場合があると認識しております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） それというのは入札やる意味あるのですか。ちょっと疑問に思うのですが。

入札執行前に役場内で最低制限価格を知り得る人は何人いらっしゃるのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

入札の案件によりますけれども、これは決裁区分で500万円以下の場合にはおおむね4人、それを超える場合には5人になります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） その4人あるいは5人の方の立場を教えてください。可能ですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 先に申し上げた4人は、副町長、課長、課長補佐、担当者、後に答えた5人は、それに町長が入っての5人になります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今聞いたのは最低制限価格をお伺いしました。では、予定価格はどなたが把握していらっしゃるのか。同じ方々なのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 今言った同じ職員になります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） これまでの開札結果を見たことがある方は承知していると思いますけれども、事実を申し上げますと、令和5年度と6年度にわたり、次のような事例が3度ありました。令和5年6月執行の入札では、最低制限価格1,770万円に対し、落札価格は1,770万100円、その差額は僅か100円。令和6年6月執行の案件では、最低制限価格2,263万4,947円に対し、落札価格は2,263万6,000円、その差額は1,053円。さらに、同じ月の執行案件では、最低制限価格1,629万4,184円に対

し、落札価格は1,629万4,184円、つまり同額、差額はゼロです。つまり最低制限価格での落札、しかも同額が2者となり、くじ引で落札者が決定されたということです。この3つの案件、落札者は偶然にも同一業者であります。非常に不自然かつ不可解な案件であると言わざるを得ません。先ほどの積算システムを用いてということも考えられるかもしれませんが、町長はこれらの結果について、何一つ疑いの目をお持ちにならないのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 入札制度については、おおむねきちんとしていてものと私は認識しております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 不自然だという考えはお持ちでないという解釈でよろしいかと思います。ありがとうございます。

全国市民オンブズマン連絡会議という団体があるそうですが、過去の談合訴訟や公正取引委員会の審判、さらに全国落札率調査を踏まえ、落札率95%以上を談合の疑いが極めて強い、落札率90%以上を談合の疑いがあるとしているそうです。調査結果を見ると、真の一般競争入札が行われると、落札率は80%台以下になると考えられているそうです。これは、数々の文献などを根拠にしているようです。これを踏まえ、お伺いいたします。

令和5年度及び6年度の執行済みの入札において、落札率が90%を超えた案件は何件あったのか。さらに、95%を上回った案件は何件あったのかお伺いします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） これから数えて、後ほど回答させていただきます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私が数えた中では、全部見たわけではないのですが、令和5年度は90%以上が17件、6年度は8件、95%を上回った案件は、令和5年度で14件、令和6年度で5件あったように認識しております。そのほかにもあるかもしれませんが、一応数えてご答弁いただけるということで、よろしくお願いいたします。

その中でも、さらに落札率が100%、つまり予定価格と同額、あるいは99%以上の案件が複数あったと承知しておりますが、その要因は何だったと受け止めているのかお伺いいたします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

記憶している限り、100%、99%になっているものは、大抵は1回目の入札価格で予定価格に達しないで、2回目に最低価格のほうで落札していませんと宣言した後に、それからまた下回った額を投函して、達した場合に起きることが多いと認識しています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 様々理由があるのでしょうけれども、落札価格について、落札率についてはここまでしておきまして、指名願についてお伺いいたします。

建設業においては、1業者2項目の登録区分に申請ができるという認識であります。その2つの項目に優先順位があるのかないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

指名願については、先ほど町長の答弁にあったように、建設工事と工事関係委託と物品購入等、この3区分の指名願で最高3冊を出すことができます。建設工事に至っては29業種でして、その全てをもしかすれば申請するとすれば、その項目を出せますので、2項目に限ったことではございません。ただ、町内業者に限って言えば、一応受付のときの表紙の中に第1希望と第2希望を書くところがあって、そこは2項目となっていて、一応第1希望のほうを優先して見るというふうな審査の方向はしております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。優先順位が第1希望、第2希望とあるということですね。

指名審査会のリーダーの副町長にお伺いいたします。同一の登録区分に町内指名業者が複数ある、つまり当該事業、案件が実施できる業者が町内にあるにもかかわらず、複数あるにもかかわらず、そのうち1者だけを指名して、そのほかは町外の業者を複数指名したという案件があったと承知しておりますが、町内の業者を指名せず、町外の業者を指名したその理由をお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 先ほど町長から答弁ございましたとおりでありますけれども、町内業者ではなく、町外業者を指名した経緯等につきましては、基本的に入札しようとする契約の種別で相当数の指名業者は町内業者から確保でき、十分に競争原理を働かせることができるというふうに見込まれるときは、町内業者だけにしますけれども、一方で業者に加えないパターンとして、先ほどお答えしたとおりではあるのですが、手持ち工事があるとか、直近で入札辞退が続いて、先ほど申し上げた場合は外れることになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 1つ事例を申し上げますと、今副町長お答えになりました町内に複数業者があれば、町内の業者で競争すると、そうでない場合は町外の業者を……町内の業者だけで競争が見込めない場合は町外からも業者を募って、競争入札を実施するというご説明だったと思います。複数町内業者があった場合でも、その業者が要は業務に携われない、忙しいとか、様々な条件でそ

の事業、業務を実施できないと見込める場合は除外する。町外に声をかけて入札を行うというご説明だったと思います。

事例を申し上げますと、そういった経緯で町内の業者1者、町外の業者が複数者で入札を行って、結果的に不落になったのですけれども、町内の業者がその工事を受注しました。入札から、指名から除外された業者がその契約した業者の下請で入って、実際に工事をしているという案件があるのです。これ副町長の説明とちょっと食い違っているのではないのでしょうか、ご説明をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） どういう案件なのか、ちょっと承知してございません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 承知していないと、指名審査会のリーダーだと私は思ってお伺いしているのですけれども、実際に契約した業者、指名に呼ばれなかった業者がその契約した業者の下請に入っている。忙しいから工事できないとか、入札案件が立て込んでいるとか、先ほど様々理由をおっしゃいましたけれども、これに該当しないのです。ということは、先ほどの理由は、全く理由になっていないということになるかと思います。ここもう少し掘り下げて伺いたいところですが、記憶にないということでもありますので、幾ら聞いても同じ答弁かと思います。これについて、掘り下げて調査するというお考えがあるかどうか、副町長、ご答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） まず、これに該当しないとおっしゃってございましたけれども、承知していませんので、該当しているかしていないか、何とも言えないと思います。

それとあと、先ほど記憶にないとおっしゃってございましたけれども、私、承知していないとお話ししましたので。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 失礼いたしました。承知していないですね。記憶していないというのは、私の間違いでありました。失礼いたしました。訂正いたします。

今の質問の答弁がありませんが、これから掘り下げた調査、要は承知していない部分を承知できるような調査というのを考えるかどうか、お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） どの案件について、どういうことをおっしゃっているのか、ちょっと議員のお話だけでは理解できない部分がありますので、ちょっと調査のしようがないのかなというふうに思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君）　ここで業者さんの名前を申し上げることは不適切であると思いますので、それは差し控えたいと思いますが、町長はこの件、ご承知ではありませんか。町長、いかがですか。

○議長（岡山義廣君）　町長、答弁してください。

○町長（野村秀雄君）　私も承知しておりません。

○議長（岡山義廣君）　11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君）　承知していないとなれば、何も言えないですね。分かりました。ありがとうございます。

入札において、不落になったという、要は不調に終わったということが多々あるかと思いますが、その不落になった場合、ホームページを見ても、不落で落札者がいなかったという情報はいただけるのですが、その後その案件はどうなったのか、どの業者が契約されて、幾らで契約したのかという情報がホームページ上で私拾えないのですけれども、これは公開しておりますか。

○議長（岡山義廣君）　防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君）　お答えいたします。

入札の予定と結果についての公表は、ホームページのほうでは、不落にて終了として、そこで開いてしまいますと予定価格とか最低制限価格なんかが全て分かってしまって、その後、最低価格入札者から見積りを取るときに支障があるので、そのようにしています。

どこで公表しているのかということになりますけれども、工事台帳等の公表のほうに別にあります、そちらのほうで工事の第何号、例えば入札結果としては不落で終わって、その後最低の入札者と見積り合わせをし、随意契約したとか、また別に番号を取り直して、同じような工事の名前になるので、入札を再執行したというのはそちらの工事台帳で分かるようになっているものであります。それは、ホームページに載っています。

○議長（岡山義廣君）　11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君）　ありがとうございます。ちょっとそこ、後で確認してみたいと思います。

談合情報マニュアルというのが町に存在しておりますけれども、談合防止あるいは官製談合防止について、どんな規則を設けているのか、設けていないのか、お伺いします。

○議長（岡山義廣君）　防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君）　お答えいたします。

マニュアルについては、そういう情報を得たときにどういうふうに手続して、入札の案件でどこまで進んでいる場合は止めるとか、その辺のやり方が書いてあります。また、その審議の仕方などについて定められていると認識しています。

○議長（岡山義廣君）　11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君）　談合防止あるいは官製談合防止についての規則は設けてありますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） マニュアルは設けてあるのですが、規則について確認します。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 非常に高い落札率あるいは最低制限価格での落札が複数あったことは、現実としてありました。これらについて、談合あるいは官製談合と疑わしき入札があったかもしれないという感覚が町長におありかどうか、町長の受け止めをお聞かせ願います。

○議長（岡山義廣君） 町長。

○町長（野村秀雄君） ないものと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。あると言えるはずもなく。入札については、複数の業者あるいは一般の町民からも疑いの声が聞こえております。これは、現実として私の耳にも入っております。なので、今後も注視していきたいと思います。

公共事業の進め方については飛ばしまして、地方債と財政について再質問させていただきます。先ほど3名の議員の一般質問の答弁に、新たに風呂も造れない、公式ラインにも費用がかかる、グラウンドに人工芝も敷けないなどなど、要望に対する答弁には財政を理由に不可能だということが多く述べられております。それであれば、それを可能にするためにも財政運営の見直しをしなければ、いつまでも今のままで進んでいくと私は思います。そういうところも、あれも造れない、これできないという割には小学校に57億円をかけるという、その計画も見直しが必要であろうかと思っています。今後も一緒に考えていきたいなと思います。

残り時間が少なくなりましたので、公共交通機関についてちょっと再質問させていただきます。先日、役場にいられた町民を玄関で見かけまして、その方が案内配置図を見ていましたので、「何課にご用ですか」と尋ねてみしたら、「支払いに来ました」とお答えになりました。私は、その方がタクシーで来庁していたところを見ていました。つまり何を言いたいかというと、お金を支払うために、さらにお金を払ってタクシーで来なければならない町民がいらっしゃるということ、つまり公共交通機関の整備が急務であるということでもあります。つえをついて、あるいはシルバーカートを押して歩いている高齢者をよく見かけます。この方々は、冬場はどうしているのだろうかと考えます。せめて家のすぐ近くまでバスが来てくれたら、どれほど移動が楽になるのだろうかと思うのですが、町長はこんなことを考えたことはありませんか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 1点お伺いしたいのですが、公共交通機関でもお金はかかるわけですよ。タクシーで来てお金かかるとおっしゃったので、公共交通機関で役場にお金を払いに来ていただいても、お金はかかっているということでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） もちろんバスでもタクシーでもかかります。私が言いたいのは、町がコミュニティバスを走らせたらいかがかということであります。これこそ町民サービスという部分につながるのかなと。

今年開かれた町政座談会の場で路線バスに関する質問があったと承知しています。町長は、現在も実証実験中であるとお答えになったと記憶しているのですが、間違いございませんか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

実証実験しているところを調査しておりまして、それがまだ継続しているということでお話ししたものでありまして、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 実験ではなくて調査ですね。ありがとうございます。

その調査はいつまでやる予定ですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

今現在も進めておりまして、課題整理に入っております。実際やっている行政を視察させていただきまして、町の情勢とかを見ながら、課題を整理し、一つ一つ課題整理を進めている段階であります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ぜひできるだけ早い結論を出していただければと思います。

路線バスに対する支援、令和5年度決算から拾った金額を見ますと、バス路線維持対策費は約2,000万円支出しております。運転手の確保というところを考えると、スクールバスの運転業務は約900万円とあり、マイクロバス購入費用が仮に1,000万円程度と仮定すれば、1年分のバス路線維持対策費を充てれば、バス1台購入して、1路線の運行が可能になると考えられますけれども、それを複数年考慮すれば、バス購入費用は必要なくなる、要は運転業務というところの経費が残るわけですから、うまくいけば、3年、4年考えたときに、バス2台、マイクロバスを買って、2路線を町内に走らせれば、何とかできるのではないかと思います。無料運行が望ましいのですけれども、1回乗車するのに100円かかったとしても、100円バスというのもありかと思うのですが、こういった安定した住民の足の確保に取り組んでいただけないものかどうか、町長の町民を思う気持ちが表れると思いますけれども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） これまで議員時代からオンデマンドバスとかコミュニティバスについては、

様々な方面で研究はしてまいりました。ただ、なかなかうまくいっているところがないという現状がありますので、それを少し、ほかの成功事例を把握して、それからやってまいりたいと思います。

あと、我々行政をつかさどる身としては、何とかなるのではないかぐらいでは走り出すことはできないということをご承知いただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） むやみに進められないということですが、ある程度の想定というのをして計画していく、計画だけでも考えているだけでもいいのではないかなと私は思います。

まとめます。公平、公正で、さらには町内業者との共存をも考慮した事業などの発注体制をいま一度見直していただきたいと思います。入札についての案件でございます。

施設整備ばかりではなくて、憩いの湯もそうですけれども、しっかりと町民の声が反映されて、議会が的確に機能するよう、今後も事業の進め方を見直すなど、町長の町政運営のかじ取りに期待します。

10年、20年先は遠い将来ではありません。大きな事業で20年、25年もの間、返済を伴う借入れをしてしまえば、その将来に大きく影響を与えます。5年先までの見通しのほかにも、人口減少を含めた長期にわたる想定を行った上で、これからの財政運営を慎重に進めていただきたいと思います。

町のさらなる高齢化に対応した行政サービス、その一環として移動手段の確保は重要な課題であると思っています。早急に取り組んでいただけることをお願いいたします。

町民を思いやる町政、町民が真ん中にある町民のための町政運営に期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の一般質問を終わります。

休憩に入ります。

休憩（午後 零時16分）

再開（午後 1時30分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎答弁の保留分について

○議長（岡山義廣君） 午前中、11番の赤垣議員への答弁漏れがありましたので、答弁させます。

担当課長、どうぞ。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 保留した事項2点の回答をいたします。

1つ目が令和5年度、6年度の90%以上落札率の入札件数ですが、工事、業務、物品を合わせて、令和5年度が90%以上が49件、うち95%以上は33件、令和6年度が90%以上が23件、うち

95%以上が17件になります。

もう一つが、町が独自に制定した談合防止規則はあるのかという質問ですけれども、ございません。

以上であります。

○議長（岡山義廣君） それでは、10番、大湊敏行君の登壇を許可します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 10番、大湊敏行です。一般質問を始めます。

1つ目、主要な施策の成果に関する調書の見直しについて。毎年度9月議会で審議される決算書の一部に主要な施策の成果に関する調書があります。そこには、数多くの事業説明と利用者数などが記されております。

しかしながら、成果とは予算執行の単なる実績ではなく、施策の実現を目指し措置された予算執行によって成し遂げられた効果であるとされていることから、この調書内容を成果というのは不十分ではないでしょうか。

単なる実績だけの記述にとどめることにより、これまで行ってきた事業を続けることだけが目的となり、町民の満足度やニーズを的確に把握し、福祉の増進を図るという本来の目的を見失っているのではないかと心配しています。主要な施策の成果に関する調書の見直しに関して、町の見解を伺います。

2つ目、老人憩いの湯サービスの今後の方針について。先日開かれた全員協議会では、老人憩いの湯を9月末に閉鎖する計画が示され、これまで月に4回無料で提供していた入浴サービスを取りやめ、民間入浴施設の入浴サービス券を一月当たり2枚分増やす計画が示されました。

これまで一月に4回無料で入れたものが、10月以降は一月2回までとなり、さらに1回当たり200円の新たな負担が生じることとなります。10月からのサービス変更は、利用者にとってあまりにも急過ぎる施策変更ではないでしょうか。

全員協議会では、今後利用者の声を聞いて対応していくと述べられましたが、当初の計画どおり進めていくお考えであるか伺います。

3つ目、トイレトレーラーの導入について。近年トイレトレーラーを導入する自治体が増えています。移動式で水洗の個室トイレが複数備えられ、太陽光発電により夜間でも照明を確保できるなどの特徴を持っています。

元日に発生した能登半島地震では、避難所におけるトイレ環境の改善に大きな成果を上げていますが、全国から派遣された21台だけでは全く足りないことから、全ての自治体が1台を導入し、相互支援をしていこうと呼びかけている団体もあります。

導入に当たっては、国の緊急減災・防災事業費を使って7割の負担を軽減し、残りの3割はクラウドファンディングを使うことで、自治体負担がほぼなく導入している自治体もあります。

当町でもトイレトレーラーを導入し、町民のために利活用するとともに、自治体間の相互支援も行っていくべきであると考えます。この点に関して、町の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 大湊議員のご質問にお答えします。

初めに、主要な施策の成果に関する調書の見直しについてのご質問ですが、決算書に附属書類として添付している調書は、地方自治法第233条の規定、決算を議会の認定に付するに当たって、併せて提出しなければならない書類に基づくものであり、その掲載する内容については法令で定められておらず、各自治体に委ねられているものと認識しているところであります。

現在の調書作成に当たりましては、一会計年度の予算の執行によって、どのような事業実績や成果を上げたか等について、まちづくり総合計画との整合性を考慮しつつ、分かりやすい記述となるよう心がけております。

調書の記載内容についての検討は、これまでも行っておりますが、現在のスタイルは過去の資料との継続性も考慮した上で、大きな変更は行っておりません。

他の自治体の作成状況も調査しておりますが、実績を主とした掲載方法もあれば、実績に加え、評価をはじめ改善策や今後の取組等を掲載している自治体も見受けられ、その内容は自治体によって多様です。

さて、議員のご質問は、成果を単なる実績として捉えるのではなく、成し遂げた成果として捉え、掲載することに必要性をご提案しているものと受け止めたところであり、ご指摘のとおり、実施事業を検証し、その成果や効果を整理することは非常に大切であることから、当町では予算編成時の基礎となる野辺地町まちづくり総合計画に係る評価をもって、決算後の実施事業の効果検証としており、この検証により状況の把握に努めながら、後年度事業の実施につなげているところであります。

議員がイメージする成し遂げた効果の決算書への反映については、これまでの掲載方法による活用状況や、新たな調書の内容及び作成時期などを含め、総合的に検討してみたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、2点目の老人憩いの湯サービスの今後の方針についてのご質問ですが、木戸議員にお答えしたとおりでありますので、不足等がございましたら、再度ご質問いただければと思います。

続いて、3点目のトイレトレーラーの導入についてお答えいたします。トイレトレーラーの導入につきましましては、近年、県内の自治体においても、市部を中心に少しずつではありますが、検討の

動きが出てきているものと承知しております。

当町でも、まずはトイレトレーラーがどのようなものかを知るために、今年6月に三沢市で行われた災害用トイレデモ車の見学会に職員を参加させ、情報収集を行っております。

このとき展示されたものは、運用コスト等が抑えられる小型のタイプで、小便器が1つ、個室洋式便座が1つと手洗い場1つが設置されているトイレカーと呼ばれるものでありました。

また、見学会後に、こうしたトイレカーの導入に当たって検討すべきポイントについても整理され、例えば多額の購入費と維持運営コストがかかること、1台だけの導入では複数の避難所への公平な配置が難しいこと、単独の自治体がそれぞれ整備を進める前に、青森県や県内市町村が共同で一斉整備する計画を立てて整備する方法や、青森県で一括整備して、各市町村が相応の費用を負担する方法が考えられることなどといった課題を含めた検討を行っているところであります。

議員ご案内のように、トイレトレーラーは様々な機能が備えられており、大災害時の避難所運営に有用であることや、配備した場合に安心感が得られ、防災意識の高揚につながることから、引き続き先進自治体の事例等を参考にし、購入後の維持管理や運用等、活用方法の調査研究を進めるとともに、広域的な整備に係る議論も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の再質問を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 1つ目の主要な施策の成果に関する調書についてであります。

成し遂げた効果があるかないかというのは、どこで確かめたらいいのでしょうか。当町では、10年に1度の総合計画を策定するときに住民の意識調査を行い、重要度や満足度を調べ、それを計画に反映しております。

岩手県、ちょっと大きい、県になるのですがけれども、岩手県ではこの住民の意識調査、重要度や満足度の調査を毎年行って、主要な施策の成果に関する調書としております。

先ほどの答弁では、総合計画の評価を基に毎年予算編成をするとありましたけれども、実際に決算書の中にその成果、総合計画の評価がどうあるのかということを記したほうがよろしいのではないかと考えています。総合的に今後検討するとありましたけれども、今の継続性も重視しながら、いつ頃をめどに見直しを考えていくお考えであるのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、決算書の掲載までのスケジュールというのがありまして、お盆前までにこの調書の作成を各課に依頼して、原稿を作成するというスケジュールになっております。

まちづくり総合計画の関わる評価は、今ちょうどやっている時期なものですから、決算書のほう

に間に合わない、今のやり方であれば間に合わないという状況にあります。それを含めて、先ほども答弁させていただきましたけれども、掲載方法の活用とか、作成時期などを総合的に考えたいと思います。その中で、実際今の使い方を実施していったほうがいいのか、職員が調書を作成する時間等々も考慮しながら、実際載せることができるのか、もしくは別冊でつくるのかといった点も含めながら考えていければと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） その調書をつくるに当たり、住民の意識調査を行う計画はありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） それについても少し検討させていただければと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） もう一つ、デジタル庁では、今地域幸福度ウェルビーイング指標というものをつくっておりまして、自治体の活用を推進しております。そこでは、住民の幸福度や満足度をはかることができるとなっており、デジタル庁で各自治体にサポートしております。

加古川市では、これを真っ先に導入しまして、指標にこの地域幸福度指標を導入したことによって、文化、芸術が幸福感ととても相関関係が強いということが分かったので、さらにそれを取組を進めるというふうになっております。

ぜひとも野辺地町でも、町民の皆さんがどう考えているのか知りたい、今の町の施策をどのよう感じておられるのか、ここがいい、ここが悪いというのを10年に1度ではなく、もう少し短い期間で調査してほしい、すべきだと思いますけれども、その点に関してどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、今のご提案ありがとうございます。幸福度に関しては、様々な自治体でもいろいろなやり方があるというのは、こちらでもいろいろ調べたところであります。まず、総合計画10年となっておりますけれども、野辺地町の場合、前期、後期と分けて5年ごとにアンケート調査もやっておりますので、まずはそれを維持できればと。ちょうど今6年度、7年度で後期計画つくる予定となっている計画ですので、まずそのときやってみて、また何かあれば追加するなり、検討もしていければなと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 地域幸福度指標を取り入れている加古川市長のコメントがありまして、その中に、職員にとって自分は何のために仕事をするのかと見詰め直すきっかけにもなるというふうに述べられております。ぜひ指標、住民の意識調査を行って、この町はどう進めていくべきである

のかということをしかりと数値化し、施策に反映していくことが大事だと思っています。

意識調査をするに関しても、これまでも町の進め方としては郵送によるアンケート調査だと思うのですが、自治体DXを進めることによって、意識調査もしやすくなるのではないかと考えておりますので、自治体DXも積極的に推進していただきたいと思います。

施策の成果が得られたかどうか、町民の意識、幸福度や満足度を指標とすべきであると思います。その点を考えながら、決算書の調書づくりを行ってほしい。そして、施策のスクラップ・アンド・ビルド、事業の見直しを進めていってほしいと思っております。

2つ目の質問に移ります。老人憩いの湯サービスの今後の方針についてです。午前中、答弁がございました。その中で、まず今後利用者にアンケートを取るということの答弁があったと思いますが、どのようにアンケートを取られるのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） ご質問にお答えします。

アンケートにつきましては、10月以降に当課の職員が参りまして、ご利用している皆様一人一人にアンケート用紙をお配りして、ご説明して、記入をしていただきたいと思いますと思っております。

それと同時に、経緯について説明して、今後についての事業の在り方についての説明も加えて、お話をお伺いしていく予定としております。

以上で終わります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 昨日の町長提案理由の説明の中で、令和7年4月以降の考えも述べられました。そこで、ちょっと整理をしたいのですが、まずタカラの湯割引助成券を利用している高齢者、それから割引制度を利用していない低所得者の高齢者、この2つの高齢者についても月4回無料でサービスを受けられるようにするとありますけれども、これ整理しますと、野辺地町での低所得の高齢者ということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

おっしゃるとおりであります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それで、現在高齢者入浴サービスをする場合には、利用者から申請書を提出することになっていると思いますが、4月以降は同じように申請を受けて券を発行するのか、それとも該当者には全て町から無料券を発行するのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 現時点の案では、現在の入浴サービス助成券事業と同様にした

いと考えております。今後もまた検討を加えていく予定ではありますが、現時点での事業の申請については、先に申請をしていただいて、利用の決定を町でしまして、助成券を一括で、お名前を入れた助成券をお送りするというふうな流れになっております。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 老人福祉センターの建物が老朽化しているということでありますけれども、入浴設備ほか、令和2年度のコロナ交付金で改修されていると思います。改修によりボイラー等の設備自体の耐用年数はどれくらいに延長されたのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

ボイラーの修理の件ですけれども、耐用年数についてはこれからお調べしたいと思います。

ボイラー以外のところの老朽化が激しくて、浴室、あとホール、あと玄関、外壁など、センター全体の状況を総合的に勘案しまして、利用の継続は難しいという判断になりました。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 継続は難しいということでしたけれども、これは令和2年度にはそうではなかったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

令和2年度については、公衆浴場の閉鎖が相次いで、事業そのものをどのようにしていくか、検討を重ねた結果であります。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今回7月の全協の計画をこの9月に変更ということで、2度変更をされたわけですが、計画変更を繰り返すというのは、町民に混乱を招くことになるので、初めからしっかりと慎重に検討してほしかったと思っております。

しかし、今回は多くの町民の声を聞いて計画を変更したということで、私は賢明な判断だと思っております。今後は町民に誤解されないようにしっかりと説明をしていただきたいと思いますのでありますが、どのように説明を十分尽くすお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

先ほどの繰り返しになるのですが、アンケートの際にしっかりと説明をさせていただいて、

それでお一人お一人に納得していただくというやり方でやっていきたいと現在は考えております。

当課の職員で複数で出向いて、毎回これから10月以降は職員で開けて対応していくというふうなことになりますので、その際にお会いした皆さんにご説明を尽くしていくと。今後の在り方についてご説明をさせていただくというふうな手法でやっていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 利用者に対してアンケートをしたり、説明をしたりということなのですけども、利用者以外の新しく利用したいという方も現れてくるのではないかと思います。野辺地町民全員にしっかりと説明できるようにお願いいたします。

今回は、2回変更されたのですが、今後も町民の声を聞きながら町政を進めていく、時にはためらわずに計画変更もするお考えであると受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 答弁申し上げます。

議員おっしゃるように、ためらわず立ち止まって、考えるときは立ち止まる、方向転換するときには、ためらわず方向転換するということになってまいる所存でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は今回の計画変更は、前向きに捉えております。町民の皆様からどんどん声を上げてもらって、それが協働のまちづくりを進めていく。とてもいい、いいと言っはいいませんか、一つの成功体験になるのか、それは前向きに捉えております。

これからも町民の皆様からどんどん声を上げてもらえる環境づくり、それを我々が声を聞いていく環境づくり、進めていきたいと思っております。

3つ目のトイレトレーラーの質問に移ります。答弁の中で、トイレのデモ車を見に行ったり、それから1台だけでは無理だということで、県主体でも進めていくことを考えられるという答弁だと思います。実は7月10日、11日、全国地方議会サミットというのがありました。ローカル・マニフェスト推進連盟が主催しておりまして、全国の市議会議長会と全国町村議会議長会が後援している毎年行っているサミットなのですが、そこでは「非常事態への備え」というのが今年のテーマでありました。その中で熊本市長が実体験を発表しておりまして、少し紹介したいと思います。

まず、そこではトイレ問題を物すごく深刻に考えられておりました。被災後、人がしたものの上にしないといけないというストレス、そのストレスによって、したくないという気持ちになり、水を飲まないように、食べないように我慢してしまう。それは、特に女性や子供だそうです。そのために健康被害を起こしてしまう。それはなくさなければいけないということでお話がありました。そして、その後、緊急で急遽トイレトレーラーのお話が盛り上がったことで、もう一度オンライン

の勉強会というのがありまして、そこでは実際に質問の趣旨で述べておりました団体、トイレトレーラーを全国市町村に1台導入しようと働きかけている団体の方からお話を伺うことができました、その方が言うには、やはりトイレ問題というのは、きれいなことではない、汚い、あまり表に出ないと。それは、マスコミがしたくない、するのはちょっとはばかるということで、なかなか表に表れないようです。実際は、とても大変な問題であるということが分かりました。

そして、今様々な問題でトイレ問題というのが大きくなっておりますが、町としてはトイレトレーラーの導入については前向きでありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

トイレトレーラーについては、あると先ほど町長からもお話があったように、実際に大きく被災して、建物にあるトイレなどが使えないときに対応する、そういう意味ではすごく大きいということとは認識していて、また持ったことによる啓発、あるいは他の団体も助けられると、そういった意味での防災意識を高めるという意味での理解はしています。

その持ち方について、これは6月3日のときの県の防災担当課長会議が、対面方式で行われて、これは危機管理局の県の幹部の方も入っている中で、八戸市さんが今年度の予算で3台分トイレカーのほう、トレーラーではない、カーのほうですけれども、予算を取って、今の来年の2月までに納入されると。三沢市議会で、そのことを聞いた方が6月に質問された。三沢市が考えたのは、うちのほうで1台だけあっても避難所は1か所だけではないし、どうしようかなと思っている。八戸市さんは3台持っています。その点からちょっと議論が始まって、県の職員もいて、全市町村いました、担当課から。その中で話した中では、例えば40市町村が1台ずつ持って、日本海側に大きい震災なんかがあったときに、太平洋側の自治体のほうから全部持って行って助けるとか、そういう仕組みができるのであれば、みんな買いやすい。議会でも、何台買ってこれを運用するということと言えるのだと。そういう運用の構想がないのに、1台ずつ仮に買ってみました。それだと、野辺地だと例えば3か所の避難所に設置したいとしても3台ないしと。そういったことなどになったら困るのでということで、まずその辺はちょうど6月に話題になって、今動いているところですので、それを見ながらやりたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私の中では、皆さんの県のそれぞれの自治体の動きを見ながら考えていくということでありましたけれども、野辺地町のほうから積極的に話をしていきたいという気持ちはございませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

この話題は、今町村会、大変話題に出ている話で、会うとその話をしているので、誰がイニシアチブを取るとかではなくても、同じ考え方で盛り上がってきていますので、それが今課長言ったように、全県地区にありますよとなったときに一齐にできるということはすごく重要なことで、ここがいい、ここがいい、今非常に日本海側で災害が起きたら対応はできます。岩手県で起きたら青森県が出動するという体制ができれば、皆さんそれぞれの町村が1台ずつでもあれば、随分調達し合ってくるということが言えますので、今町村会ではすごく話になっているのです。

この間も元日に起こった珠洲市の市長さんの話とかも聞いて、トイレのことが問題大きいのだということでございますので、その情報は今共有している最中です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） とても期待が持てる答弁でした。ありがとうございます。

被災地のトイレ問題、重要になって、町としても重要視しているということでありました。ぜひこれをどんどん町から積極的に発信していただきたいと思います。

他の町村で導入しているトイレトレーラーは、トイレのトレーラーに町独自のラッピングをすることをしております、そこで全国に、被災地を支援するということをしております。自治体間で助け合う姿勢を野辺地町もぜひ示してほしいと思っております。その点を期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 10番の大湊敏行議員への答弁漏れ、ボイラーの耐用年数のことについて答弁してください。

担当課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 先ほどのご質問について、答弁漏れがありましたので、ご答弁させていただきます。

耐用年数につきましては、4年から10年ということでした。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） これで10番、大湊敏行君の一般質問を終わります。

続いて、8番、中谷謙一君の登壇を許可します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 8番、中谷です。一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、新庁舎完成につきまして、一言述べさせていただきます。新庁舎完成は、議会の大きな役目である行政をチェックするという役割が十分になされていないまま事業が進められ、完成しました。事業費は、無駄のない節約を考えた事業費か、町民の意見を十分に取り入れたか、どこにどのような庁舎を造るべきか、これらに対し、議会では再検討を促すことなく議案を通した。これは、全く議会の行政へのチェック機能が働いていなかったにほかならない。今後確実に行政チ

ェックができる議会になってほしいと願う。

それでは、一般質問をいたします。質問事項は、3つです。老人憩いの湯廃止、高校存続と小中学生へのA I教育、のへじ祇園まつりの最優秀賞受賞山車の展示方法の再検討。

先日説明を受けた老人憩いの湯廃止の件について伺います。憩いの湯の一部利用者が所属している町老人クラブ連合会においても、廃止の件は決定したことの連絡を受けて初めて知ったということです。老人の運動、健康のお手伝いを積極的にしている町労連には、廃止検討の段階で意見を伺うべきではなかったでしょうか。

また、銭湯のチケットの枚数を増やしただけの対応では、利用者が納得するとは考えにくいのではないのでしょうか。今ある憩いの湯を継続利用することや、健康増進センターへの新規に憩いの湯を造るまでの再検討をしていただきたいのですが、お考えを伺います。

2 項め、当町に2校ある高校が存続の危機にあります。野高は県立高校再編成、県教育委員会からの仕分により、全国募集候補校となったこと、入学希望者数の減少など、様々な問題が山積みとなっております。このような現状に対し、野辺地中学校を含めて今後どのように対処していくお考えなのか伺います。

また、C h a t G P Tをはじめとする対話型A Iの急激な進歩に対応するために、小中学生への指導、活用を考えておられるかを伺います。

広報のへじ掲載の就任の挨拶文内の「学校教育・社会教育・生涯学習のさらなる充実」を実現するため、どのように事を進めていくか、お考えを伺います。これは、教育長への質問です。

それから、3 項目め、展示施設、展示方法の再検討をお願いいたします。山車制作に、数か月前より仕事が終わった夜間に毎日作業小屋に集まり、こつこつとつくり上げ、3 日間の祇園まつりで精根尽き果てる、さらに最優秀賞を受賞して新たに展示作業が増えるという負担を考えると、常設展示スペース、展示方法を検討する必要があると考えます。再検討のお考えについて伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 中谷議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の老人憩いの湯廃止についてのご質問であります。木戸議員、大湊議員にお答えしたとおりでございますので、不足等がございましたら、改めてご質問いただきたいと存じます。

2 点目の高校存続と小中学生へのA I教育につきましては、教育長からの答弁もございますので、先に3 点目のご質問、最優秀賞受賞山車の展示方法の再検討についてお答えさせていただきます。

初めに、先月行われましたのへじ祇園まつりにつきましては、猛暑にもかかわらず、議員の皆様をはじめ多くの町民の方々と関係各所のご理解、ご協力により、大きな事故等もなく、無事終えることができました。この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。

そして、今年度の祇園まつりにおいて最優秀賞を受賞されました駅前組祭典部の皆様をはじめ、各賞を受賞された祭典部の皆様方に改めてお祝いを申し上げます。

最優秀賞を受賞されました山車については、野辺地町観光物産PRセンター入り口上部のスペースに展示しておりますが、昨年の9月定例会において、議員から、実際に運行された山車をそのまま展示できる常設施設を用意すべきではないかとのご質問がありました。

その回答として、今のところ常設の展示施設を造る考えはございませんが、既存の施設において、工夫を凝らした展示を続けることで、当町の北前船日本遺産認定に係る重要な文化財として、引き続きのへじ祇園まつりを大切にPRしていきたいと回答しているところです。

現在の展示スペースは、実際の山車スペースより狭いため、解体や組み直しが必要となり、展示する祭典部の皆様方にはご苦勞をおかけしておりますが、祭典部の皆様の負担を少しでも軽減できる方法はないか、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） 続いて、2点目のご質問、高校存続と小中学生へのAI教育についてですが、初めに高校存続に関してお答えいたします。

冒頭中谷議員から、町内にある2つの高校が存続の危機にあるとご指摘がありましたが、町内の高校の状況についてご説明いたします。

まず、八戸学院野辺地西高校につきましては、入学者数の減少や校舎の老朽化、教員配置の困難さなどを理由に、昨年度統合案が示され、その後白紙撤回された経緯がありましたが、先般令和9年4月を目標に五戸町の旧五戸高校へ移転する計画が発表されました。老朽化した校舎の問題が大きな理由と思われるので、やむを得ない感があります。

野辺地工業高校時代から、約50年間の付き合いがあり、これまで多くの優秀な人材を輩出いただいておりますし、のへじ祇園まつりには、学校を挙げて参加していただきました。心から感謝申し上げたいと思います。

一方の県立野辺地高校につきましては、県の教育委員会が策定した県立学校の具体的な学校規模配置等を示す青森県県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画に基づき、令和7年度の募集から、1学級減の40人募集の見込みであります。計画案では、全国募集の候補校に挙げられていたましたが、町からの申出と県との協議などが行われておりませんので、現在は全国募集導入校にはなっていないところであります。

野辺地高校は、入学者数の減少など様々な課題を抱えておりますが、町及び教育委員会では、これまで同様、野辺地中学校生徒及び近隣の中学生への学校PRや大学進学率向上を目的とした学習講座の開催など、可能な支援や協力を行ってまいりたいと考えております。

また、先般8月、野辺地高校の体験入学があり、約40人の参加がありました。その体験入学に来た生徒に、野辺地高校の校舎に入ったことがあるか尋ねたところ、ほとんどが初めて入ったと回答していることから、今後は改修し、きれいになった校舎を小中学生に知ってもらう機会をつくることも高校側に要望しているところです。

さらに野辺地中学校では、9月に行われる1年生の校外学習において、町内の企業を訪問するほか、野辺地高校の見学と説明をスケジュールの中に入れ、進路選択に役立ててもらう取組も計画しております。

町といたしましては、引き続き高校とも連携しながら、可能な支援や協力を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、小中学生へのAI教育の活用と学校教育・社会教育・生涯教育のさらなる充実についてお答えいたします。教育現場での対話型生成AIの活用については、中谷議員からの令和5年6月定例会での一般質問において、前教育長が様々な懸念が指摘されていることから、早期の活用について賛成しかねると回答しております。その後国では、生成AIが児童生徒や教師を含め、社会に急速に普及しつつある現状もあり、令和5年7月に「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を策定し、一定の考え方を示すところであります。

ガイドラインでは、生成AIは発展途上にあり、多大な利便性の反面、個人情報流出、著作権侵害のリスク、にせ情報の拡散、批判的思考力や創造性、学習意欲への影響等様々な懸念があり、教育現場における活用に当たっては、児童生徒の発達の段階を十分に考慮する必要があるとしております。

以上のことから、学校現場での活用について、現段階では他の学校の取組事例を参考とし、検討するとともに、まずは生成AIの指導を行う先生方のスキルを向上させ、どの場面で使うのが生徒にとって有効なのかを研究することが必要と思われます。

また、令和元年度からスタートしているGIGAスクール構想に基づく1人1台端末の活用については、まだまだ進めていかなければならない点が多くあり、授業へのより一層の活用を優先していきたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、学校教育・社会教育・生涯学習のさらなる充実の実現のためにどのようなことを進めていくのかという点についてお答えいたします。

野辺地町教育委員会では、令和2年2月に令和2年度から6年度までの町教育振興の基本的な指針となる第3期野辺地町教育振興基本計画を策定しており、これに基づいて実施しているところであります。

学校教育に関しては、重点的な取組を幾つか挙げておりますが、授業の充実、生徒指導の充実、特別支援教育の充実に関して力を入れておりますので、お話しさせていただきます。

授業の充実に関して具体的なことを申し上げますと、町雇用のスクールサポーターが小中合わせて14名、理科の支援員が1名、教育支援員が1名、ICT支援員が4名おります。特に小学校においては、特別支援教育の支援員が複数配置されている町村はありますが、各学年に1人ずつ配置しているというのは当町くらいであり、手厚い措置と考え、その効果を期待しております。

また、教育支援員は今年度から配置したものです。

生徒指導の充実に関しては、多様なニーズを持った児童生徒がおり、また多様な家庭環境の中で生活しております。各校とも家庭と連絡を取りながら、問題行動の未然防止や早期対応に当たるようお願いしております。

不登校においては、月齢の校長会をはじめ、気になる児童生徒について報告を受け、状況を調査し、その子供にとって有効な手だてを多方面から考えて執行していただくようお願いしております。

特別支援教育の充実に関しては、4月に就任して以来、野辺地町には充実していると強く感じているところです。当町では、就学前の判定から教育支援委員会での適切な助言、各校での特別支援学級での指導、加えて通常学級に在籍しながら週一、二時間個別の指導を受ける通級指導も小中ともにあり、一人一人のニーズに応えながら、各校の先生方は教育活動を行っております。これを継続していくとともに、特別支援学級の教諭の確保はこれからも確実に続けていきたいと考えております。

また、通級指導教室にもスクールサポーターを入れております。そのほかにもスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを2名配置しております。学校と専門家により、関係機関と連携した教育活動を行っております。私も出席する会議がありますし、学校の情報は常に共有しております。

社会教育の充実と生涯学習の充実に関しては、まとめてお話しいたします。これまでも乳幼児から高齢者まで、気軽に学習できる場を提供し、社会教育基盤の整備充実させてまいりました。町のホームページに生涯学習カレンダーを上げているほか、同じものを公民館の窓口や教育委員会のカウンターに設置しております。これには、スポーツの大会や各校の行事、町社会教育に関する行事の情報が一覧になっております。また、これらの行事を実施するに当たっては、運動公園、町立体育館、まかどスポーツセンター、勤労青少年ホームなどの活動の場があつてこそ実施できるものであります。これらスポーツ施設に関しては、今年度新たに修繕整備をいたします。このように環境を整えながら活動団体を支援していきたいと考えております。

また、県教育委員会では市町村に対し、中学校の休日の部活動地域移行を令和7年度末までに検討し、可能な部活動から移行に取り組むよう求めています。現在各スポーツ団体において研修を実施しているところです。そして、この機会に地域スポーツクラブの形をつくっていただければと思っております。

さらに、学校教育との関連ですが、郷土の愛着と誇りを育むふるさと学習に関して、小学校1年生から高校生までを通しての活動が継続して実施されるよう取り組んでおります。この活動も生涯学習につながってくれればと思っております。

取組が多岐にわたり紹介が一部になりましたが、このように進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷君の再質問を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 教育長、丁寧なご説明をいただきありがとうございました。

私が出した3つの質問事項に関しては、通告書を提出後にいろいろ周りで変化がありまして、ちょっと内容的には変えなければならないものもあるので、その辺は質問しながら変えていきたいと思っています。

まず、それでは憩いの湯に関してですが、先ほども質問ありましたが、無料バスを出していただけないかということに関しては、ちょっとそういう予定がないという回答でしたが、どうですか、副町長の実家から、町長、タカラの湯まで歩いてお風呂に行ってみませんか。かなりの距離ですよ。暖かいときならまだしも、冬の寒いときに往復歩いてタカラの湯に、お風呂に入りに行っても、うちに帰るまでに湯冷めしてしまいます。ただ入場券を配付するから、それでいいということではないと思います。往復のそういう整備も、バスではないにしても、何かそれに代わるものとか、そういったことも町のほうで検討していただければありがたいと思います。

続いては令和6年度、7年度の入浴サービスは大変喜ばしいことだと思います。ですが、8年度以降はどのような形で継続を予定しているのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

令和7年度までについては、このようにお示ししておりまして、令和7年度の運用状況や活用状況、またご利用者の皆様のお声を伺いながら、検討を進めていきたいと思っております。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） そうすると、今の時点では8年度以降は全く白紙、町としての考えはお持ちでないということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

言葉が足りなくて申し訳ありませんでした。7年度の事業の実施状況の継続の方針ではあります

が、7年度の実施状況の中で評価を進めていきたいと思っております。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 社協にあるもので言うと、同じぐらいの年数のたったタカラの湯ということで、前回の委員会での質問でもありましたが、そういったことを考えると、タカラの湯自体が使えなくなる可能性も絶対考えていかなければならないことだと思うのですが、そのときにはどういうふうにしよう、そういう本当に希望的な部分での検討などは、今の時点ではまだなされていないのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

タカラの湯の事業、助成券の事業そのものの継続性についてですけれども、先ほども申し上げましたように、評価も含めて、ほかのいろいろな案も、第何案もある程度検討を並行していくべきでないかなと考えております。タカラの湯さんとは協議をいろいろしながら、情報共有や利用状況を見ながら、それは常に検討を進めていくつもりでありました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） これ憩いの湯の継続ということ、途中でもうできませんということがないように、何とか継続をするということで検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

高校の回答、存続に関してですが、これも通告書提出後に西校が五戸のほうにということでお話があったので、私も本当に残念だと思います。ということで、なおさら野辺地高校が存続するように、何か町のほうでも手を打っていただきたいと思っています。

野辺地高校自体が存続に向けての活動をするのは当然ですが、町のほうとしてのそのような野辺地中学校、近隣の中学校との連携を取って進めていただきたいと思いますが、郷土愛を育むのが教育方法というのが前教育長のお話にもありましたが、そのような教育方法が入学者数の増加に効果的なのでしょうか。その辺のデータとか、そういうふうなものがあるのでしょうか。郷土を愛する、そういった教育が、それを高校に入ってもっと勉強したいなという、その進学に結びついているのかどうか、その辺の調査とかデータとかというのはございますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） それでは、ご質問にお答えします。

ふるさと学習というのを先ほどちらりとお話ししましたが、例えば小学校1年生ではのへじふるさとカルタを、両方の小学校1年生にプレゼントして使ってもらうとか、3年生になるとハ

ツチョウトンボを見に行くとか、2年生は町探検というものを授業に取り入れたりとか、4年生はカワラケツメイ茶を作付するとかということをしていました。小学校6年生まで、のへじ検定含めていろいろなことで郷土愛を育むという取組をしておりまして、中学校になりますと、のへじ検定はまた、今年はなかったみたいですが、昨年度はのへじ検定をまた受けるとか、高校生になってから、またのへじ検定を受けますかというようなことは継続して行っておりまして、ただ中学校の段階でこのふるさと学習をやって、それが野辺地高校を志願するものにつながっているかということに関しては、ごめんなさい、申し訳ないですけども、データはないのですが、野辺地高校においてものへじ検定をしてもらって、新たに地域から来た人にも野辺地のことを知ってもらって、郷土愛を育むというような取組はしております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。

毎年野辺地高校で1年間を通してグループで学習といいますか、いろいろなテーマを決めて勉強して、それを2月あたりに生徒の前で発表するというふうな企画がされています。今年もやりましたけれども。そういった積極的に高校生が関わるようなことをやって、それを町が取り上げて、そういった施策に生かす、そういったことも野辺地高校に生徒さんたちが関心を持つ一つだと思いますが、そういうことはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） お答えいたします。

今お話しなさったのは、総合的な探求の時間の発表だと思われます。どの学校でも、それが授業に組み込まれていますので、その発表会をやるときに外部からもお客さんをお呼びでとかということだと思います。

それに関して、ちょっと野辺地高校は今、去年どういうふうになっているのかというのは私は分からないので、できれば中学生を呼んだりとか、小学生が読めるような範囲のやり方であるのか、判定の仕方にもいろいろありますので、全体で全員が発表している中、ポスターセッションみたいになっているのか、学校によっていろいろありますので、その状況を見ながら、できるだけ中学生にもっとアピールしたほうがいいよということは、町の教育委員会として県立高校に対して何だかんだ、ずっと領域を越えていくとは思うのですけれども、私高校にいたということもあるので、そこら辺はちょっと助言して、できるだけ町と一緒にやりましょうということを春から言っておりますけれども、こういったものや、ほかのことに対してでも校長先生のほうにお話しして、町で応援するからということ伝えていきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ぜひともそういう垣根を跳び越えて、中学校、高校が連携して、何とか高校志願者が一人でも増えるようにやっていただければと思います。

それでは、中学生には野辺地高校がどういう魅力があるのか、また入学した生徒には野辺地高校のこういったところが気に入って入学されたのか、その辺も聞いていただければ、後々データとして残っていくと、次の入学者の生徒さんたちにも、その辺がアピールできればまたまたいいかなと思いますので、いろいろ大変でしょうが、よろしくお願いいたします。

続きまして、祇園まつりの山車の展示方法、こちらも同じで、質問通告書を提出した後に駅前組はPRセンターへの展示も辞退いたしました。私も残念なことですけれども、それだけ全力を尽くして祇園まつりにかけているのです、山車をつくる人たちは。なかなか時間が取れない、毎日貴重な自分たちの時間を削って、そして作品をつくる。そして、その3日間の間に本当に燃え尽きる。ですから、最優秀賞をいただいたという時点で2つの気持ちがあったようです。うれしい気持ちと、分解して、また展示しなければならないのかと、そういう気持ち。それは1人、2人ではなくて、本当に制作にかかわった人たち全員の気持ち、それは全くうそではなく、本当にそういう気持ちだったようで、その後いろいろ制作者が集まって相談した結果、辞退しようということに結論づけられました。

せっかく何か月もかけてつくった山車を展示できないというのは、制作者にとってみれば、もちろんマイナス、残念なことですし、祇園まつりという伝統的なお祭りに関心がある観光客の皆様にとってももったいないことだと思います。これ何回もこうして質問させていただくのですが、ぜひともそのまま展示できる展示場、展示スペース、何とか検討するという考えはありませんか、町長。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

確かに駅前組祭典部の方から、PRセンターに行ったときに、今年は展示を辞退したいということとを直接言われました。町としても、大変スペースが全く山車と違うし、イメージが全く変わってしまうという苦情も聞いておりました。町長は、去年の答弁でも展示場を造る予定はないというふうに答弁しておりますが、仮に展示場を造るにしても、場所の問題もございますし、あと雪の問題もございます。なので、町としては今観光協会と相談しながら、PRセンターの中にちょっとスペースを何とか確保できないものかというふうなことを検討しておりますので、早い段階でその回答は出せるものと思いますので、それまでもうちょっと我慢していただければというふうに思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 実際今展示しているスペースは、やっぱり駄目ですか、あそこは。ですから、本当に同じサイズで展示できるようでしたら、何とかそちらのほうで進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 8 番、中谷謙一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2 時 4 0 分）